

官報号外

昭和五十九年五月十一日

○第一百一回 参議院会議録第十五号

昭和五十九年五月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

昭和五十九年五月十一日

午前十時開議

第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改

正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地力増進法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、関西国際空港株式会社法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

この日本原子力船研究開発事業団の統合につきましても、政府として慎重に検討を行つてしまひり

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

昭和五十九年五月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

昭和五十九年五月十一日

午前十時開議

第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改

正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地力増進法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、関西国際空港株式会社法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

この日本原子力船研究開発事業団の統合につきましても、政府として慎重に検討を行つてしまひり

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

ましたが、統合先としては、以下の理由により日本原子力研究所が適当であると判断いたしました。
すなわち、長期的な観点から我が国の将来を考えるとき、原子力船に関する技術を保有しておくことは重要であり、このため、今後段階的に着実に研究開発を進めることとし、この見地から、原子力分野において基礎から応用にわたる幅広い技術基盤を有する日本原子力研究所は、その総合的能力を原子力船技術に対しても十分に活用し得ると思えられること。

日本原子力研究所は、これまで日本原子力船研究開発事業団の業務に協力してきた実績があり、その後の原子力船に関する研究開発についても、このような実績をもとに、円滑に遂行し得ると考えられること等であります。

なお、日本原子力船研究開発事業団が開発を進めてまいりました原子力船「むつ」の取り扱いにつきましては、各方面のお考えを踏まえ、検討を行なうこととしておりますが、原子力船の開発のために必要な研究は、「むつ」の取り扱いに関する検討結果のいかんにかかわらず、どのような方法を採用していく必要があると考えております。
われにいたしましても、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合することが適当であると判断いたしております。

本法律案は、以上の判断に基づき、日本原子力

船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するものとし、このため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継させるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど所要の規定の整備を行うものであります。

以上が日本原子力研究所法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

また、自民党の科学技術部会でさえ、今後の投

資に見合った研究の成果が得られるかどうか疑問

梶原敬義君

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま審議に付されました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する意見を申しあげ、總理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

まず初めにお伺いいたいのは、原子力船「むつ」の取り扱いと日本原子力研究所法の一部を改

正する法律案についての政府の見解であります。

原子力船「むつ」は、日本原子力船研究開発事業

団が設立されて二十年以上、また建造されて十四

年経過しても、なお本格的な実験さえもできない

状態であります。

当初百二十億円ほどの予算で一九七五年ごろには実験を終了することになっていた「むつ」は、既に昨年度までに約六百億円も費やし、この間、放射線漏れ事故に起因する種々の地元対策費、佐世保での改修工事での賃貸、関根浜新港建設に係る賃貸等あちらこちらで国民の税金を使い、不信の種をばらまき、結局、実験船としての役割を何ら果たすことなく現在大湊港に係留されているのであります。しかも、当初の予定どおり関根浜に母港を建設して実験を継続することになると、さらに約一千億円はかかると言われております。

財政再建に苦しんでいる現在、研究開発の名のもとにこのような膨大な国民の税金をつぎ込んで

まで強行する必要が果たしてどこにあるのでしょうか。

今まで「むつ」の開発について、会計検査院か

ら、多額の国費を投じたにもかかわらず、その開

発の成果が確認されないばかりか、このまま推移

すると今後さらに多額の国庫負担を要するものと認められるという指摘を一九七五年度及び一九八

二年度に受けているのであります。このように、

二度にわたり特記事項に挙げられた例は、これま

で「むつ」をおいてほとんどありません。

また、自民党の科学技術部会でさえ、今後の投

であり、「むつ」による船用炉の研究は中止し、今後継続しないという方針を打ち出したではありませんか。この自民党科学技術部会の勇断に、国民は心から好感と賛意をあらわしたのは言をましません。

政府及び原子力委員会は、二十一世紀になれば原子力商船時代が来ると言っていますが、原子力船については、経済性の点で今世紀中には全く採算ベースに合わないという結論で、米国のサンナ号や西ドイツのオット・ハーン号は廃船になつたということです。今までの見通しや計画がことごとく当たらず失敗した経緯から、國民の間に大きな不信を招き、今や「むつ」を廃船にするとの意見が大勢を占めているのが実情であります。「むつ」が許しがたい税金のむだ遣いをしてきたことに對し、総理を初め政府関係者は、その失敗の責任を國民の前に明らかにすべきだと思つて、御見解をお伺いいたします。

さらに、今後も金ばかりかかって実験のめどり立たない状況にある以上、廃船に踏み切るのが当然であると考えるのではあります。しかし、これが勇気が要ると言われるが、総理や科学技術庁長官の眞の勇断を期待するものであります。また、「むつ」の今後の取り扱いについて、政府・自民党は、党内に検討委員会を設置して検討するようですが、これは我が國の原子力政策決定のルールを無視したもので、全く奇妙なことと言わざるを得ません。

いずれにしても、「むつ」が存続か廃止なのかが決まらないうちに、つまりこの一番大事な問題を棚上げにして本法律案を上程し審議を行うということは、全く順序が逆で筋が通りません。「むつ」による船用炉の研究開発を中断し、今後継続しないというような結論が出るような場合は、開発継続を前提にしてつくられている本法律案とは法律の内容に違ひが出てくるのが当然と考えられます

し、さらに、同事業団の統合期日は来年の三月末までなので、九月以降に法案を提出しても遅きに失すことにはならないのではないか。この間に、國民的な検討が十分なさるよう努力すべきではないか、この点について総理の見解をお尋ねいたします。

政府は、日本原子力船研究開発事業団法が期限切れになる来年の三月三十一日以降も、同事業団を日本原子力研究所に統合することにより今までの業務内容をそのまま存続させ、しゃにむに閣根浜に新しい定係港をつくり、出力上昇試験や試運転を強行する道を残すために無理から無理を重ねているが、どうして原子力船にこんなにもこだわる必要があるのか、政府の言うことを額面どおりにはどうしても受け取れないであります。

平和利用の商業原子力船は、港が結水する国での砕氷船は別として、遠い将来にわたり実現性のないことが国際的にも明らかになっている現在、それをもとに、将来原子力砕氷船を始めた軍艦の建造に対応できるようしようとしているものと判断するほかはありません。政府はこのようないいえをお尋ねいたしました。進むときより退くときの見解をお尋ねいたしました。

次に、本法律案により同事業団を日本原子力研究所に統合すると、本来原子力の基礎研究を任務とするべき同研究所に全くそくわない船員の養成訓練等まで含む原子力船の開発業務が押し込まれ、また、それらの業務運営は原子力安全委員会等の議決抜きに運輸大臣等が決めるに改悪されるのであります。この点についてどう考へているのか、科学技術庁長官及び運輸大臣の見解をお尋ねいたします。

さて、我が党は、國民の税金をこれ以上むだ遣いしないためにも、同事業団を解散し、「むつ」の船内で原子炉が運転されない措置を講じる等の最善の対決法案を作成し、提案しております。「むつの実験の失敗は、もとはと言えば船用原子炉の陸上実験を飛ばしていきなり原子力船「むつ」の建造に進んだことであり、それが間違いの始まりであったのであります。このことは、いみじくも

本の危機」の中で述べておられます。我が党の提案について、科学技術庁長官の見解をお伺いします。

次に、関根浜新港の建設問題であります。去る一月二十四日、自民党的党四役裁定により、閣根浜の港の名前が閣根浜新定係港から閣根浜新港に変わるとともに、当面は「むつ」の存続にはどうしても受け取れないであります。

そこで、閣根浜新港の建設問題であります。去る一月二十四日、自民党的党四役裁定により、閣根浜の港の名前が閣根浜新定係港から閣根浜新港に変わるとともに、当面は「むつ」の存続にはどうしても受け取れないであります。

次に、本法律案により同事業団を日本原子力研究所に統合すると、本来原子力の基礎研究を任務とするべき同研究所に全くそくない船員の養成訓練等まで含む原子力船の開発業務が押し込まれ、また、それらの業務運営は原子力安全委員会等の議決抜きに運輸大臣等が決めるに改悪されるのであります。この点についてどう考へているのか、科学技術庁長官及び運輸大臣の見解をお尋ねいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 梶原議員の御質問をお答えいたします。

まず、「むつ」の処理についての御質問でござります。

「むつ」が今日の事態を招いたことは甚だ遺憾でござります。直接的な契機は、昭和四十九年の放射線漏れにあると思ひます。政府といたしましては、この教訓を研究開発に生かすために原因調査を行ひ、その結果に基づきまして、原子力安全委員会をつくるとか、そのほか行政上の拡充強化を

本法に基づきまして平和の目的に限つて推進して
いるところでござります。
また、土地収用法適用のためではないかといふ
御質問でございますが、新港建設に必要な土地の
取得については、地元関係者の理解と協力を得て

また、原子力船「むらさき」による舶用炉の研究開発のあり方につきましてはただいま申し上げたとおりでございまして、これによりまして支障を来することはないようになります。

この事業団につきましては、行政簡素化及び効率化の見地から、昭和六十年三月三十一日までに他の原子力関係機関と統合するものとすることが現行の日本原子力船研究開発事業団法上の規定にありますて、本法律案は、この期限までに統合を円滑に行うために所要の準備期間を考慮して今国会に提出したものなのでござります。

自由民主党におきましては、このむごとの処理につきまして特別に検討委員会をつくりまして、この夏までに結論を得るようにいたしておりますが、これらの結論の結果も見、原子力委員会あるいは政府におきまして適切な措置を講じたいと考えております。

次に、本法案を今上程したということは過早ではないか、こういう御質問でござります。

行つて対策を講じました。また、遮へい改修、安全部品検査等も実施いたしまして、「むつの実験には遺漏のない措置を講じておる」といひます。

しかし、その後の修理港の選定、あるいは修理、新定係港の確保等のために開発スケジュールの大幅な遅延を見ましたことは甚だ遺憾でござります。一日も早く開発の成果が得られるようにな最大限の努力を図つてきているところでござりますが、しかし、舶用炉の研究開発というものは、海運国日本にとつてはやはり必要なものであると思つております。

行うことが基本でありまして、今回の法改正のと
らいは、あくまで最初申し上げましたように特例
法人の統合簡素化による行政改革の目的を達成
ようと、そういう考え方であるのでございまして、上
地収用法の適用を念頭に置いたものではございま
せん。

残余の御答弁は関係大臣からいたします。

「むつ」による船用炉の研究開発は、今後の船舶燃焼の継続することが必要であると考えております。
炉の研究開発の重要な柱として進めてきたものでございます。しかしながら、諸般の事情によりまして当初の予定から開発のスケジュールが大幅におくれて、いまだに所期の目的を達成していないことはまことに遺憾でございまして、各方面から寄せられておりますさまざまなお議論を謙虚に受けとめているところでござります。このため、

原子力船の研究開発は、資源小国、世界有数の造船海運国家であります我が国にとりましては重要なものであり、これを進めてきたところどころであります。長期的な観点から、原子力船の開発のために必要な研究は今後ともどのような方法にせよ

門の強化と責任体制の明確化を図りました。像徴的港の選定、関根浜港の立地につきましては、地主との十分な意思疎通を図るなど誠意を持って対応してまいりまして、このような幾つかのできる限りの努力をいたしてまいったところでございました。

制が必ずしも十分でなかつたこと、地元との意見疎通が十分でなかつたことなどの問題がありまして、深く反省し、國民にもおわびを申し上げた、と思うのでござります。

このため、原子力安全委員会の設置、安全規制体制の一貫等行政体制の強化を図りました。また、技術系職員の増員を図るなど事業団の技術部

な製機は昭和四十九年の放射線漏れでございまして、この点につきましてはまことに遺憾に存じてゐるところでござります。

その背景といたしましては、「むつ」放射線漏れ問題調査委員会等の場で指摘されていきますように、行政府による安全規制の担当体制に一貫性が欠けていたこと、人事面等で事業団の技術開発室にいるところです。

繼續することが必要であると考えております。
「むつ」による船用炉の研究開発は、今後の船舶
炉の研究開発の重要な柱として進めてきたもので
ございます。しかしながら、諸般の事情によりま
して当初の予定から開発のスケジュールが大幅に
おくれて、いまだに所期の目的を達成していない
ことはまことに遺憾でございまして、各方面からも
寄せられておりますさまざまなお議論を謙虚に受け
とめているところでござります。このため
「むつ」による船用炉の研究開発のあり方につきま
しては、現在検討を行っているところでございま
す。当所といたしましても、国会での御審議にお

ら行つてゐる業務について準備すべき基本計画が、同委員会の所掌に属する安全研究等安全規制のための政策を含めた我が国の原子力開発利用全体について作成されているのに對しまして、原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画には安全規制のための政策にかかる事項は含まれていません。このため、この安全規制は、おわかりにくい点もあるうかと思ひますが、本来、原子力船の研究開発についての安全性は原子炉等規制法による安全審査等によって安全確保を旨として進めてまいるべきものであつて、この安全性確保は

が関与しないという点についての御質問でござりますが、これは業務の遂行に当たっての安全性についての御懸念であらうかと思うのでございまして、法律的には、原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画の策定に当たりましては原子力安全委員会が関与しないのは、原研が從来か

理 先 処 限 ま

総合的な研究基盤を有する日本原子力研究所の努力を幅広く活用しながら、我が国の原子力船開発がより確固たる体制のもとで推進し得るものと認識をいたしていきます。

次に、原子力船業務について原子力安全委員会が関与しないという点についての御質問でございました。

従来から研究能力を行ってきた実績もございま
す。今回の統合によって日本原子力研究所に引き
継がれる業務は、原子力船の開発に必要な研究と
して位置づけられているものでございまして、現
階的に、かつ着実に進めていくこととしているも
のでござります。日本原子力研究所の本来的な性
格にもなじむものでございます。原子力に関する

れる貴重な御講話はもとより、関係各方面的広範な御意見を承りつつ適切に対処する所存でござります。

次に、原子力船の開発業務は原研にそぐわないのではないかという御指摘でございましたが、口頭で本原子力研究所は、原子力に関する総合的研究開発機関として基礎から応用にわたる幅広い研究開発を行っております。原子力船「むつ」の開発によるもの、洋上施設工事等を行つてこられた、

ら行つてゐる業務について準備すべき基本計画が、同委員会の所掌に属する安全研究等安全規制のための政策を含めた我が国の原子力開発利用全体について作成されているのに對しまして、原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画には安全規制のための政策にかかる事項は含まれていません。このため、この安全規制は、おわかりにくい点もあるうかと思ひますが、本来、原子力船の研究開発についての安全性は原子炉等規制法による安全審査等によって安全確保を旨として進めてまいるべきものであつて、この安全性確保は

官報号外

設し、同港に開港することを前提として今の大湊港への入港、仮の停泊が認められているものであります。地元とのお約束を誠実に遵守する上で関根浜新港の建設は必要なものでございます。

関根浜の新しい港の全体計画は、「むつ」の取り扱いに関する検討内容、他用途利用の見通し及び地元の意向を総合勘案して決定してまいりたいと考えております。昭和五十八年度、昭和五十九年度に建設する部分は、「むつ」の取り扱いに関する検討の結果いかんにかかわらず、いずれにしても必要とされている最小限度のものであることを御了解いただきたいと思います。

終わりに、「ゆり二号」に関する御質問でござります。

このたびの「ゆり二号」の中継器に異常が発生し、当初予定した二チャンネルの放送ができなくなり、三チャンネルのうち一チャンネルだけが残され、明十一日から試験放送が開始されることになりました。技術開発に伴うリスクは避けがたいとはいえ、その開発に多くの資金を投入し、また視聴者及び関係者に迷惑をかけておることはまことに申しわけないと思います。

科学技術庁及び宇宙開発委員会といしましては、この事態を厳粛に受けとめているところでございます。このため、幅広く有識者の頭脳を結集して、放送衛星二号に生じた異常にに関する原因の究明及び今後の対策の検討を行うため、宇宙開發委員会に放送衛星対策特別委員会を設けることいたしました。本特別委員会において速やかな検討を進め、宇宙開発事業団に万全の対策を早急に講じてまいる所存でございます。

なお、宇宙開発委員会におきましては、衛星及

びロケットの打ち上げ」とに技術的評価を行い、その経験を次の開発に反映させる体制をとっています。そこで、「ゆり二号」につきましては、その絶縁材については十分に配慮をいたしてまいりたところでございます。このようにして「ゆり二号」の開発に前の経験を十分に生かしてまいりましたが、今回の異常は「ゆり一号」では経験したことのない部分での現象でございます。したがいまして、先ほど申ししたように、私どもは緊急に対策を講ずるための委員会を発足させて国民の御期待に沿う結論を得たいと思っております。(拍手)

【國務大臣細田吉蔵君登壇 拍手】
○國務大臣(細田吉蔵君) 私に対する御質問は、原子力船開発基本計画と原子力安全委員会との関係でございますが、原子力船開発のために必要な研究に関する基本計画を定めるに当たりましては原子力委員会の決定を尊重することとなっておりますが、これは、この基本計画に原子力安全委員会の所掌に属する安全規制のための研究が含まれてないためにさようになっておるわけでございます。しかしながら、原子力船の研究開発を行なうに当たっては、原子力安全委員会の安全審査を受けて、放送衛星二号に生じた異常にに関する原因の究明及び今後の対策の検討を行うため、宇宙開

【國務大臣細田吉蔵君登壇 拍手】
○國務大臣(細田吉蔵君) 関西国際空港株式会社法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。我が国が将来にわたって国際化社会における重要な責務を果たし、経済の発展と豊かな国民生活の実現を図っていくために、航空輸送はますます必要不可欠なものとなり、国際空港はそのかなめとしての重要な役割を担つていかなければならぬとする次第でございます。

NHKにおいては難視聴地域の要望にこだえるために、あす五月十二日から、残された正常な一系統だけでございますけれども、衛星第一テレビジョンを中心とした番組で試験放送を行うことにいたしております。あの異常の発生した二系統について、今も科学技術庁の長官からお話をございましたように、宇宙開発事業団の関係機関において原因究明、機能回復に最大限の努力を傾注していただくなっています。

なお、BS2b及びBS3の計画実施につきましても、再び同じ事態を繰り返すことのないようになります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。細田運輸大臣。

【國務大臣細田吉蔵君登壇 拍手】

○國務大臣(細田吉蔵君) 関西国際空港株式会社法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国が将来にわたって国際化社会における重

要な責務を果たし、経済の発展と豊かな国民生活の実現を図っていくために、航空輸送はますます必要不可欠なものとなり、国際空港はそのかなめとしての重要な役割を担つていかなければならぬ」として大きな国民の期待を裏切った、対応策いかんという御指摘でござります。全く痛恨のきわみでござります。

【國務大臣奥田敬和君登壇 拍手】

○國務大臣(奥田敬和君) 楠原議員の御質問にお

【國務大臣奥田敬和君登壇 拍手】
○國務大臣(奥田敬和君) 楠原議員の御質問にお

いては、近畿圏にあって、大阪国際空港は国際及び国内の航空輸送網の二大拠点の一つを形成しておりますが、同空港は、環境対策上厳しい運用制限を余儀なくされているため、国際航空路線の開設、地方空港からのジェット機の乗り入れ等の内外からの要望を受け入れることができない現状にあります。

このような状況にかんがみ、大阪国際空港の環境問題と航空輸送需要の増大に適切に対応するため、関西国際空港を環境保全に十分配慮して、地域社会と調和のとれた、かつ、機能的にもすぐれた二十四時間運用可能な空港としてぜひとも早急に整備する必要があるところであります。

関西国際空港の整備は、大規模かつ緊急を要す

る事業であり、資金調達の多様化、事業の効率的な運営等の観点から、新しい組織体を設立してこ

れを行なう必要がありますが、その具体的な事業主

本につきましては、民間活力の導入を提言した臨時行政調査会答申の趣旨等にかんがみ、国、地方公共団体及び民間が一体となつた協力・責任体制のもとに弾力的、効率的な企業的経営を可能とする特殊法人たる株式会社方式により空港の建設、運営を一元的に行っていくことが適切であると思料し、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、関西国際空港株式会社は、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するとともに、空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならぬこととしております。

第三に、政府は、会社の発行済み総株式の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができるとしております。

第四に、会社は、第一の目的を達成するため、関西国際空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理を行なうほか、空港の機能を確保し、及び利用者の利便に資するための空港ターミナル施設等の諸施設、空港と陸岸との間の連絡橋等の建設及び管理等を行なうこととしております。

第五に、政府は、国際空港の整備という会社の

行う事業の公共性にかんがみ、会社に対する無利子貸し付け、債務保証、税制特例等の助成措置を講ずることとしております。

その他、利益配当の特例、国庫納付金、会社に対する監督、会社の設立手続等について所要の規定を設けるとともに、関西国際空港を空港整備法の第一種空港とする等関係法律の規定の整備を行なうこととしております。

以上が関西国際空港株式会社法案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(木村謙男君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。発言を許します。

瀬谷英行君。

〔瀬谷英行君登壇、拍手〕

○瀬谷英行君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました関西国際空港株式会社法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

最初に、長い年月と莫大な経費、さらに少なからざる犠牲を生じて建設された成田のいわゆる新東京国際空港が、その位置の選定や着工計画等において果たして妥当であったのかどうか、住民の理解と納得を得るために必要な措置が講ぜられたのかどうか、今にして思えば反省をする点が多くあつたのではないかと思われる所以あります。

私は、率直に申し上げて、成田空港は大きな失敗だったと考えております。恐らく総理を含め、ここにおられる皆さんで成田の空港は便利だとおっしゃる皆さんは、海上に空港を設置する構想それ自体は理解できるところであります。ただし、関西国際空港は、その性格上第一種空港として当然国が乗客の場合まだ片道だけでやむを得ないとして

も、出迎えや見送りで成田往復となるべく少なくとも半日は完全につぶれます。実感として不便な空港であるという印象は何人も否定できないと思ひます。しかも、第二期工事はいまだ手がつかず、反対運動はまだ続いております。だからこそ、國賓クラスの外国のお客さんは、いずれの場合もほとんど羽田を使っているではありませんか。成田が使いにくい証拠であります。

私は、成田新空港の建設が問題になつたころ、本院運輸委員会で、東京湾内の海上埋め立てを主張した記憶がございます。何よりもアクセスの点で成田は不適当だと思ったからであります。さらに、どういう事情か、地元に対する合意が後回しになつて政治的決着が先行したために、問題はこじれこじれ、地元の反対運動は猛烈な勢いで燃え広がりました。その後ようやく開港に至る長い屈折に満ちた経緯は御承知のとおりであります。

じれにこじれ、地元の反対運動は猛烈な勢いで燃え広がりました。その後ようやく開港に至る長い屈折に満ちた経緯は御承知のとおりであります。スタートのつまづきは最後まで尾を引きます。しかし、我々の主張どおり東京湾岸の海上を利用する形で新東京国際空港が建設されたならば、もっと早く、もっと安く、地元とのトラブルを知らず、犠牲者を生ずることもなく、めでたく新空港は完成していただろうと思うのであります。

我々は、空港の必要性を決して否定するものでないが、空港の必要性を決して否定するものでない方法を慎重に考えること等は、為政者の当然の配慮でなければなりません。したがって、諸般の状況を勘案して、航空審議会の答申が出されておりますが、海上に空港を設置する構想それ自体は理解できるところであります。ただし、関西国際空港は、その性格上第一種空港として当然国が乗客の場合まだ片道だけでやむを得ないとして

建設、管理、運営に当たるべきものであります。國家の表玄関として、事業の性格は営利事業ではなく一〇〇%公共的使命を帯びております。にもかかわらず、なぜ事業主体を株式会社としなければならないのですか、ここに大きな疑問があります。

世界の主要諸国の国際空港は、いずれも国もしくは地方自治体等公の機関が事業主体となっております。関西国際空港のような例は見当たりません。民間の活力を導入するという口実がありますが、しかばね財界の出資が一括全投資額の何%になりますのでしょうか。結局、株式会社方式と若干の出資によって合法的に役員人事を支配することにねらいがあつたと見るほかないません。

先般、運輸委員会で現地視察のため大阪を訪れ、大阪府知事を初め地元代表者の意見を聞く機会を持つことができましたが、地元としても合意を得るまで多くの困難な段階を経てきたこと、二十四時間操業可能な画期的な空港であることを立てる方が地元の常識となつていたことを知りました。ところが、突如として株式会社方式になつたことに對しては、いまだ戸惑いを示し、我々の質問に對しても、会社方式は希望したものでもなければお願いしたものでもないという答えが返つてまいりました。

このような事業形態は、一面においては今後起これ得る可能性のある公害問題や地域における環境整備あるいはまた漁業補償等の対策を一切地方自治体に任せ、政府が巧みに責任を回避するの大変便利なのではないかという懸念を持たざるを得ません。

官 報 (号外)

さらにまた、別の一面向において考えられることは、結局、何兆というけた外れの壮大なプロジェクトから財界の中の利権屋が甘い汁を吸うためには極めて好都合なのではないかということになります。本法案がそのためのストローもしくはパイプの役割を果たすことになりはしないかという不安をぬぐい去ることはできないのであります。だからこそ、いろいろと憶測が乱れ飛びます。もしもそのような便宜供与の深謀遠慮があつて、中曾根総理の指導性が弾力に發揮されて公團方式から株式会社方式に急遽変更されたとするならば、それは風見鶏などといふイメージを飛び越えて、獲物をねらうハゲタカに様相が一変いたします。ハゲタカというのはタカの名称でございまして、他意はございません。

本来國が設置し管理することになつてゐる第一種空港を公團方式に変更したことに伴う憶測や疑惑は、行革や臨調答申で説明のつくことではないことを念頭に置いて御答弁を願いたいと思ひます。

去る九日に決定された衆参両院の政治倫理綱領、総理がお読みになつておるかどうか存じませんが、その中の一項に、「われわれは、全国民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそなうことがないよう努めなければならぬ」と書いてあります。これは政・財の暗い発言を戒めた言葉であつて、心しなければならないところであろうと思います。

海上空港実現のための埋め立てには莫大な土砂の採掘と運搬を必要とし、採掘跡地の地域整備をも含めると、それだけでも大変な工事量になります。

したがつて、そのような手間を省く一つの方法として浮上方式というのもあるわけであります。極端な話をすれば、アメリカの大型航空母艦エンタープライズは長さが三百三十メートルあつて、幅が七十六メートルある、こういうふうに聞いております。そうすると、このエンタープライズクラスの航空母艦を十隻繋つなげば、これで滑走路が一つできる計算になるのであります。もちろん、海上浮上方式でありますから、航空母艦のように行飛機の防御のための大砲であるとかあるいはエンジンというものは必要としないわけではありませんから、この方式を考えるならば、今私の前に質問がございましたが、原子力船の「むつ」、これは今までに六百億の金をかけ、さらにも千二百億の支出をしようと考えておるということなのであります。が、それだけの金をこの大阪空港の沖の滑走路に使いますれば滑走路が一つでき上がつてしまふ計算になります。どちらが得かとということは十分に考えてみる価値があるのじやないかと思ひます。

さらに、空港と主要都市を連絡するために不可欠の道路、鉄道、モノレール、船舶、あるいはヘリコプター等の諸施設は一体どうなつているのか、関係省庁はどう対応する計画なのか、お示しいただきたいと思います。

道路網の整備、土砂採掘、運搬と跡地の整備計画等については建設大臣に、またアクセスの問題では、道路網とともに鉄道の接続計画、新線建設、海上交通、新たな交通手段等について運輸大臣にそれぞれお答えを願いたいと思います。

また、これだけの大事業を推進するに当たつては、大規模空港につきましては、外国の例を見ましても、最近はやはりみんな若干時間はかかるようございます。しかし、成田の場合には、一部の時

間帯を除きましては最初予定したよりも円滑に事態は推移をしておりまして、大体の予定どおりの時間で交通は行われておる状況になつております。そのようなことでありますので、御了承願いたいと思うのであります。

次に、関西国際空港の事業主体を株式会社にしたのはいかなる理由かということでございますが、関西国際空港は、空港整備法の第一種空港でござります。民間活力の導入を提倡した臨調答申の趣旨を非常に重視したわけであります。我々は今、公社公団あるいは特殊法人を整理統合してできるだけ役人や政府関係要員を減らそう、そういう努力をしておるところでござりますから、さらに公団を増設するというやり方はまずい。しかもこの際は、民間にかなりの資金がございまして、この資金を活用するという面も考えるべきである。いたずらに外国に金が流れで投資に向かうというやり方よりも、国内にそれを活用するということも考えるべきである。そういうような考えに立ちまして、国、地方公共団体及び民間が一体となつた新しい協力方式を考え、これに対応する責任体制の整備、彈力的な効率的な企業運営の実施等の観点から、事業の収支採算性を踏まえまして検討した結果、このよだな形に落ちついたのであります。そして、国、地方公共団体及び民間の出資による特殊法人を設立する、こういう形になつたのでございまして、今の時代にまことにふさわしいやり方ではないかと思っております。

次に、株式会社といった形態では利権の温床になる可能性があるのでないかという御質問でござりますが、国際空港の整備という会社の行う事業の公共性にかんがみまして、法律上、政府によ

る発行済み総株式の二分の一以上の株式の保有義務の規定、あるいは所要の助成、監督規定を設けて、國は事業運営の円滑化、公共性の確保に大きな役割を果たしておるのであります。國いたしましても、これらの助成、監督措置を通じまして、本公司がその事業の公共性を維持しつつ適正に事業を実施するよう今後監督していくのであります。

最後に、私は、前から申し上げるよう、鳥類ではなくして人間でございます。公務員、政治家は特に全体の奉仕者でございますから、一坪地主のごときものはいかがであろうかと、國民の皆さんもお考へになつておるのではないかと思うのであります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○國務大臣(細田吉藏君) 濱谷議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、成田の問題についてはただいま総理からお答えがございましたが、新東京国際空港の整備につきましては、航空審議会の答申を踏まえ、関係省庁、千葉県とも十分な協議をしながら進めてきたところでございます。しかしながら、諸般の事情から第二期工事がまだ着工に至っていないということはまことに遺憾でございます。

関西国際空港の建設の際の経験等を十分に踏まえて、空港計画、環境保全等について地元公共団体等と十分な意見の交換、協議等を進めてきたところでございまして、今後とも関係機関との十分な意思疎通を図りつつ、本事業の適切な実施を図つてまいる所存でございます。

次に、地方公共団体、民間の負担割合について御質問がございましたが、資本金につきましては、全体の資本金千二百億円のうち、地方公共団体、民間それ二百億円ずつ、すなわち全体の六分の一ずつの出資を予定いたしております。また、残余は借入金等により調達することとなりますが、資金調達コストの低減を図るために、政府からは無利子資金、地方公共団体、民間からは資金コスト低減効果のある資金の調達に協力していたただくことになつております。

株式会社の事業実施に伴い、公害問題や経営問題が難しくなったとき、その責任をどうするかといふ御質問でございます。

これらにつきましては、空港の設置・管理主体である本公司が責任を持って対応していくべきことは、これはこの法の建前上当然でございます。しかしながら、国際空港の整備という会社の行う事業の強い公共性にかんがみ、所要の助成、指導監督措置を講ずるなど国としても会社の事業運営に大きな役割、責任を果たしていかなければならぬ立場にあると存じております。他の出資者と協議調整をしつつ、状況に応じて適切な対応を

ざいますが、西ドイツのフランクフルト空港、オランダのスキポール空港等に例がございますが、ただし、これは民間出資が入っておりません。関西空港につきましては、臨調答申の趣旨に沿いまして、民間活力の導入を図る観点から民間の出資を求めることとした新しい試みであり、有効適切なものであると私ども考えておる次第でございます。

次に、建設工法について浮体工法というお話をされていますが、西ドイツのフランクフルト空港、オランダのスキポール空港等に例がございますが、ただ、これは民間出資が入っておりません。関西空港につきましては、臨調答申の趣旨に沿いまして、民間活力の導入を図る観点から民間の出資を求めることが適切であると判断の結果、埋立工法によることが適切であるとの結論が得られたわけでございます。埋め立てに伴う環境影響については、これまで広範な環境影響調査を実施しております。また、事業実施段階において土砂採取、土砂運搬を含みまして環境アセスメントが適切に実施され、環境の保全が図られるよう指導してまいりたいと存しております。

次に、交通アクセスの問題は非常に重要な問題でございます。

これらにつきましては、一括お答えをいたしますが、まず、空港の島と陸岸の連絡方法でございますが、これについては橋梁、そして鉄道についてですが、これは橋梁を考えております。空港機能確保の観点から本的に重要な問題でございます。また道路、鉄道のほかに、海上アクセスの整備も、これが島西国際空港の建設が決定された時点から可及的速やかに現伊丹空港の存廃を決定するために必要な諸般の調査を行い、関係地方公共団体の意見を十分聴取した上で、関西国際空港の開港時までに存廃についての結論を出す、こういうお約束になります。

これにつきましては、技術、予算、採算性、交通安全等のいろいろな観点から関係府県を含め関係者間で十分協議調整を図つてしまひたいと存じております。また、海上アクセスの場合に海上交通の安全につきましては、技術、予算、採算性、交通安全等のいろいろな観点から関係府県を含め関係者間で十分協議調整を図つてしまひたいと存じております。また、海上アクセスの場合は、これに対し全の問題があるわけございますが、これに対しましても所要の対策を講じまして、船舶の航行に特段の影響を及ぼさないように考えてまいりたいと存じておる次第でございます。

また、リコプターによるアクセスについても、これは今後の問題として考えてまいらなければならぬと思つております。検討をいたしました。

て、私どもと兵庫県知事との最終的な折衝の際にも運輸省に調査について協力を要請されたのでござります。私どもはこの調査については、専門家は運輸省にいるわけでござりまするので、運輸省で十分な御協力を申し上げるということにいたしておりますのでございます。この調査の結果等をまちませんと、兵庫県が要請しておられる神戸沖空港がいかようになるか、特に空路の問題、航空管制の問題等にいろいろな問題点もあるようござりますので、十分調査をいたした上で結論を出さなければならぬ、かように存じておる次第でござります。

以上で答弁を終わります。(拍手)

〔國務大臣水野清君登壇、拍手〕

○國務大臣(水野清君) 関西新空港のアクセス道路について、建設省としてどういう御協力を申し上げるかということについて御答弁を申し上げま

関西国際空港につきましては、先般、第二回関係閣僚会議におきまして、空港のアクセスとして根幹となる交通施設については、国が地方公共団体等の協力を得て計画面の調整を行い、国を中心とした機関及び地方公共団体等が相互に協力して整備を行うこととするところでございました。建設省といたしましては、関係閣僚会議の趣旨を体して、今後、空港計画の進捗とあわせ、空港のアクセスとなる道路において円滑な交通が確保されるよう、その整備について関係地方公共団体とともに技術的、経済的な観点から所要の検討を進めてまいりたいと、かように思つておるわけでござります。(拍手)

で、私どもはこの調査については、専門家は十分な御協力を申し上げるということにいたしておりますのでございます。この調査の結果等をまちませんと、兵庫県が要請しておられる神戸沖空港がいかようになるか、特に空路の問題、航空管制の問題等にいろいろな問題点もあるようござりますので、十分調査をいたした上で結論を出さなければならぬ、かように存じておる次第でござります。

以上で答弁を終わります。(拍手)

〔國務大臣水野清君登壇、拍手〕

○國務大臣(水野清君) 関西新空港のアクセス道路について、建設省としてどういう御協力を申し上げるかということについて御答弁を申し上げま

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長後藤正夫君。

審査報告書

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

外務委員長 後藤 正夫
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 福永 健司

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

一、費用 別に費用を要しない。

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年五月八日

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 福永 健司

民間航空機用の完成された部分品、コンボーネント若しくはサブ・アセンブリー又は装備品としての重要な特性を備えているもの(注)を除く。

注 例えは、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの

すべての形状の素材(例えは、シート素形材、ストリップ、棒、管等)

民間航空機に取り付けるため一定の大きさ及び型に切断されたもの又は形作られたもの(注)を除く。

注 例えは、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの

原材料及び消耗品

カナダの関税率表番号による産品の表

この表は、英語及びフランス語を正文とする。

四四〇六〇一 民間航空機及び民間航空機用原動機

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

外務委員長 後藤 正夫
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 福永 健司

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長後藤正夫君。

審査報告書

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

外務委員長 後藤 正夫
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 福永 健司

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長後藤正夫君。

対象商品

署名国は、各署名国の関税番号の下に関税を課する目的で分類されている产品(表に掲げるもの)

について、当該产品が民間航空機の製造、修繕、整備、再組立、改修又は改造の過程で用いられ

ることは、民間航空機貿易の拡大及び我が国の航空機産業の一層の発展に資するとの見地から

あるものであつて機体の一部を構成することとなるものである場合には、無税又は免税待遇を与え

る。ただし、次の产品は、含まない。

未完成品

税番四四五〇四一、四四五〇

鋳造品

四一一、四五〇四一一、四四
五〇四一四及び四五〇四一五
に該当するシールドビームラン
ブ
税番四五三六一一に該当する
マイクロホン
税番七一〇〇一一に該当する
マグネシウムの鋳造品
税番三二三〇五一に該当する
鏡(光学的に研磨したものに限
る)
税番三二六四八一一に該当する
ガラス製品(光学的に研磨した
ものに限る。)
税番四〇二八一、四四三〇〇
〇一、四四三〇〇一一、四四
五一四一、四五三八一三、
四五三八一四及び四五五
〇一に該当する物品(これら
の部分品を除く。)
税番三二〇〇一、三六八〇
〇一、四四一七一、四一
四一七一、四一五〇五、
四五〇五一一、四一五〇五
三、四二四〇〇一一、四一四〇
五一一、四一七〇〇一一、四一
七〇一一、四三〇〇五、
四三〇〇〇一一、四五〇五
一、四四〇五七一、四四〇五
九一、四四五〇〇一一、四四
五〇一一、四五五一一、
四五一大一一、四五五二四一

一、四五二四一七、四五二
四一八、四五二四一九、四四
五一四一一〇、四五二四一
一、四五二六一一、四五三
二一一、四五三三一一、四四
五三三一一八、四六二〇〇一一、
四七一〇〇一一、六一八一五
一及び六一八一五一五に該當す
る物品
便所の部分品(電気式でないも
のに限る。)
ただし、これらの物品が税番四
〇〇六〇一一に該当する物品の
製造、修繕、整備、再組立て、
改修又は改造に用いられる場合
に限る。
四〇〇六〇一一に該当する物品の
部分品(税番三二六四八一一に
該当する物品(これら
の部分品を除く。)
税番三二〇〇一、三六八〇
〇一、四四一七一、四一
四一七一、四一五〇五、
四五〇五一一、四一五〇五
三、四二四〇　一一、四一四〇
五一一、四一七〇　一一、四一
七〇一一、四三〇　五、
四三〇　　一一、四五〇五
一、四四〇五七一、四四〇五
九一、四四五　　一一、四四
五〇一一、四五五一一、
四五一大一一、四五五二四一

三九・〇七のうち プラスチック製品(技術的用
途に供するものに限る。)
四〇・〇九のうち 加硫ゴム製の管(エボナイト
のものを除くものとし、取付
具を付けた液体用又は氣体用
のものに限る。)
七三・三八のうち 鉄鋼製の衛生用品(部分品を
仕上げたものに限る。)
五二・〇六のうち アルミニウムの管(取付具を
付けた液体用又は氣体用のもの
に限る。)
七六・〇六のうち チタンの管(取付具を付けた
液体用又は氣体用のものに限
る。)
八一・〇四のうち 単金属製の取付具(ちようつ
がい及びドアクローザーを含
む。)
八三・〇七のうち ランプその他の照明器具及び
その部分品(単金属製のもの
に限るものとし、第八五類(第
八五・二二号を除く。)に該當
する物品を除く。)
六八・一三のうち 石綿の製品(糸及び織物を除
く。)
六一・〇五のうち 脱出用シート
六八・一四のうち ブレーキ用、クラッチ用その
他これらに類する用途に適す
る摩擦材料(セグメント、
ディスク、ワッシャー、スト
リップ、板、ロールその他こ
れらに類する物品で石綿その
他の鉱物性材料をもととした
ものに限る。)
八三・〇八のうち 単金属製のフレキシブル
チューブ(取付具を付けたも
のに限る。)
八四・〇六のうち 内燃機関(ピストン式のもの
に限る。)及びその部分品
八四・〇七のうち 液体原動機及びその部分品
八四・〇八のうち 内燃機関(ピストン式のもの
を除く。)及びその部分品並び
にその他の原動機及びその部
分品
八四・〇九のうち 液体ポンプ(計器付きのもの
であるかないかを問わない。)
八四・一〇のうち 液体ポンプ(計器付きのもの
及びその部分品

を用いて製造したもので、取
付具を付けたもの又は製品に
付いたものに限る。)
七三・三九のうち 鉄鋼製の衛生用品(部分品を
仕上げたものに限る。)
七三・三八のうち 鉄鋼製の衛生用品(部分品を
仕上げたものに限る。)
七六・〇六のうち アルミニウムの管(取付具を
付けた液体用又は氣体用のもの
に限る。)
七六・〇六のうち 鉄鋼製の衛生用品(部分品を
仕上げたものに限る。)
八一・〇四のうち チタンの管(取付具を付けた
液体用又は氣体用のものに限
る。)
八三・〇七のうち ランプその他の照明器具及び
その部分品(単金属製のもの
に限るものとし、第八五類(第
八五・二二号を除く。)に該當
する物品を除く。)
七三・一八のうち 風防ガラス(安全ガラスを用
いたもので枠無しのものに限
る。)
七三・一五のうち 鉄鋼の管(鋳鉄管を除くもの
とし、取付具を付けた液体用
の機体の一部を構成するものではない
が、無税又は免税待遇が与えられる產
品に含まれるものとする。
七三・一五のうち より線、ケーブル、ロープ、
組みひも、スリングその他、
これらに類する物品(鉄鋼の線

八四・一一のうち 気体ポンプ、真空ポンプ及び气体圧縮機並びにファン、送風機その他これらに類する機械並びにこれらの部分品	八四・一二のうち エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）及びその部分品
八四・一五のうち 冷蔵庫（冷冻機構を自蔵するものに限る。）及び冷冻機構を有する機械（電気式のものであるかないかを問わないものと）、これらの部分品を除く。	八四・一六のうち 热交換器及びその部分品
八四・一七のうち 遠心分離機並びに液体用又は氣体用のろ過機及び清浄機（これらの部分品を除く。）	八四・一八のうち 消火器（消防剤を充填してあるかないかを問わないものとし、部分品を除く。）
八四・二一のうち エレベーター（リフト）、ホイスト、ウインチ、クレーン、ジャッキ、ブーリータックル、ベルトコンベアその他の物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用機械及びコンベア（これらの部分品を除く。）	八四・二二のうち 伝動軸、クラランク、ペアリングハウジング、ブレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）はずみ車、ブーリー、ブーリーブロック、クランチ並びに軸締手並びにこれらの部分品
八四・五三のうち 自動データ処理機械及びこれを構成する機器	八四・五四のうち ガスケットその他これに類するジ・インント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交え
八四・五九のうち 次の産品及びこれらの部分品	八四・六四のうち ガスケット（これらに類するジ・インント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交え
始動装置（電気式でないものに限る。）	
プロペラ調整器（電気式でないものに限る。）	
サーボ機構（電気式でないものに限る。）	
ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。）	
液圧式サーボモーター（電気式でないものに限る。）	
油圧—空気圧式球形蓄圧器	
ジェットエンジン用空気圧式始動装置	
トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）	
逆スラスト装置用作動機	
空気加湿装置及び空気除湿装置	
八五・〇四のうち 蓄電池及びその部分品	
八五・〇八のうち 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火ブレーカーを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器（これらの部分品を除く。）	
八五・一二のうち 電気式の調理加熱器、ヒーター、オーブン及び料理温め器（これらの部分品を除く。）	
八五・一二三のうち マイクロホン及びそのスタンダード並びに拡声器及び可聴周波増幅器（これらの部分品を除く。）	
八五・一四のうち 滑空機	
八五・一五のうち ソリッドスタート式無線受信機器（真空管を用いてないものに限るものとし、部分品を除く。）	
八五・一七のうち その他の無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器（これらの部分品を除く。）	
八五・一九のうち 航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分組立品（民間航空機用に設計されたもので、二以上の部分を固定し又は接続したものに限る。）	
八五・二〇のうち トランシスフォーマー（部分品を除く。）	
八五・二一のうち 電動機（一馬力以上）（二馬力未満のものに限るものとし、部分品を除く。）	
八五・二二のうち 発電機、電動発電機、回転式又は静止式のコンバーター、整流機器及びインダクター（これらの部分品を除く。）	
八五・二三のうち 覚信号機器（これらの部分品を除く。）	
八五・二四のうち 電気式の音響信号機器及び視覚信号機器（これらの部分品を除く。）	
八五・二五のうち フライトレコーダー及びその部分組立品（民間航空機用に設計されたもので、二以上の部分を固定し又は接続したもに限る。）	
八五・二六のうち コードセット（民間航空機用に設計されたものに限る。）	
八五・二七のうち 点火用コードセットその他のコードセット（民間航空機用に設計されたものに限る。）	
八五・二八のうち 飛行機（ヘリコプターを含む。）	
八五・二九のうち コブスター及び滑空機の部分品	

八八・〇五のうち

航空用地上訓練機及びその部
分品九〇・〇一のうち レンズ、プリズム、鏡その他
の光学用品（材料を問わない
ものとし、柄又は枠を取り付
けたもの及び光学的に研磨し
てないガラス製のものを除
く。）九〇・〇二のうち レンズ、プリズム、鏡その他
の光学用品（材料を問わない
ものとし、柄又は枠を取り付
けたもの及び光学的に研磨し
てないガラス製のものを除
く。）九〇・〇三のうち レンズ、プリズム、鏡その他
の光学用品（柄又は枠を取り
付けたもので、機器の部分品
として又は機器に取り付けて
使用するものに限るととも
に、光学的に研磨してないガ
ラス製のものを除くものと
し、材料を問わない。）九〇・一四のうち 自動操縦装置及びその部分
品を除く。）九〇・一四のうち 光学式航行用計測機器（部分
品を除く。）九〇・一四のうち その他の航行用計測機器（部分
品を除く。）九〇・一四のうち その他のコンパス（部分品を
除く。）九〇・一八のうち ガスマスクその他これに類す
るマスク（部分品を除く。）

九〇・一二三のうち 溫度計

九〇・一二四のうち 液体又は気体の流量、深さ、
圧力その他の変量の測定用、
検査用又は自動調整用の機器
及び温度自動調整機器

九〇・二七のうち 速度計及び回転速度計

九〇・二八のうち 自動飛行制御装置

九〇・二九のうち その他の電気式機器（測定用、
検査用、分析用又は自動調整
用のものに限る。）九〇・二九のうち 部分品及び附属品（この表の
第九〇・一二三号、第九〇・二
四号、第九〇・二七号又は第
九〇・二八号に該当する物品
に原則として専ら使用するも
のに限る。）九一・〇三のうち 計器盤用時計その他これに類
する時計（ウォッチムーブメ
ントを有するもの又は幅が
一・七七インチ未満のその他
の時計用ムーブメントを有す
るものに限る。）九一・〇八のうち その他の時計用ムーブメント
(二石以上で、一回巻き上げる
ことにより四七時間を超える
時間作動するよう設計され又
は組み立てられたものに限る
ものとし、文字盤又は指針の
有無を問わない。)六四六・九六 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製のものに
限るものとし、貴金属をめつきし
たものを除く。）（他の号に該当す
るものをお除く。）六四七・〇四 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製のものに
限るものとし、貴金属をめつきし
たものを除く。）（他の号に該当す
るものをお除く。）六四七・一二 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・〇七 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・〇八 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・〇九 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・一〇 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・一一 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)六四七・一二 取付具及びちようつがい（鉄鋼、
アルミニウム及び亜鉛製以外の卑
金属製のものに限るものとし、貴
金属をめつきしたものを除く。）
(他の号に該当するものを除く。)

T.S.U.S番号 産 品

五二八・五一 石綿の製品（注）（他の号に該当す
るものをお除く。）六六〇・六九 内燃機関（ピストン式のものを除
く。）六六〇・七三 内燃機関（ピストン式のものを除
く。）の部分品又はピストン式でか
つ圧縮点火式の内燃機関の部分品六六〇・八七 その他の原動機（電気式のものを除
く。）の部分品又はピストン式でか
つ圧縮点火式の内燃機関の部分品六六一・〇八 液体ポンプ（原動機の種類を問わ
ない。）及びその部分品六六一・一七 気体ポンプ、真空ポンプ及びこれ
らの部分品

六六一・一四 圧縮機及びその部分品

六六一・一七 氣体ポンプ、真空ポンプ及びこれ
らの部分品六六一・一七 氣体ポンプ、真空ポンプ及びこれ
らの部分品

除く。）

六六〇・六一 内燃機関（ピストン式のものを除
く。）六六〇・六九 内燃機関（ピストン式のものを除
く。）の部分品六六〇・七三 内燃機関（ピストン式のものを除
く。）の部分品又はピストン式でか
つ圧縮点火式の内燃機関の部分品六六〇・八七 その他の原動機（電気式のものを除
く。）の部分品又はピストン式でか
つ圧縮点火式の内燃機関の部分品六六一・〇八 ファン、送風機及びこれらの部分
品六六一・一七 液体ポンプ（原動機の種類を問わ
ない。）及びその部分品六六一・一七 氣体ポンプ、真空ポンプ及びこれ
らの部分品六六一・一七 氣体ポンプ、真空ポンプ及びこれ
らの部分品

この表は、英語のみを正文とする。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 六七八・一六 | 積卸用機械及びコンベア |
| 六七六・三一 | 計算機その他のデータ処理機械 |
| 六七八・四八 | 航空用地上訓練機及びその部分品 |
| 六八〇・六一 | ギヤボックスその他の変速機(第六号に該当するものを除く。) |
| 六八〇・四六号及び第六八〇・四九号に該当するものを除く。) | ギヤボックス及び変速機の部分品 |
| (第六八〇・四六号及び第六八〇・四九号に該当するものを除く。) | ギヤボックス及び変速機の部分品 |
| 六八一・〇一 | ブーリー、軸継手及びこれらの部品 |
| 六八一・一八 | トルクコンバーター及びその部分品 |
| 六八一・二四 | チャイナスプロケット、クラッチ、ユニバーサル継手及びこれらの部品 |
| 六八一・〇六 | トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペア未満のものに限る。) |
| 六八一・〇八 | トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペア以上るものに限る。) |
| 六八一・四六 | 電動機(一馬力以上二〇馬力以下に限る。) |
| 六八二・六一 | 電動機(二〇馬力を超える馬力未満のものに限る。) |
| 六八二・四六 | 電動機(二〇馬力を超える馬力未満のものに限る。) |
| 六八二・六一 | 発電機、電動発電機、回転式又は静止式のコンバータ、整流機器及びインダクター |
| 六八五・七一 | 鉛蓄電池(一二ボルトのものに限る。) |
| 六八三・一四 | 鉛蓄電池(一二ボルトのものを除く。) |
| 六八三・六二 | 蓄電池(鉛蓄電池を除く。)及びその部分品 |
| 六八三・一七 | 蓄電池(鉛蓄電池を除く。)及びその部分品 |
| 六八三・六二 | 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動用電動機及び点火プラグを含む。)並びに内燃機関に附屬する発電機及び開閉器 |
| 六八四・一六 | 電子レンジ |
| 六八四・三一 | 調理用加熱器 |
| 六八四・四二 | 加熱器及びオーブン |
| 六八四・五一 | 料理温め器 |
| 六八四・七二 | マイクロホン、拡声器、ヘッドホーン、可聴周波増幅器及びこれららにより構成される音響増幅装置 |
| 六八五・一五 | ソリッドステート式の電子式時計 |
| 六八五・三一 | ソリッドステート式無線受信機器その他の無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器 |
| 六八五・四一 | テープレコードーその他の録音機及びこれらの部分組立品(民間航空機用に設計されたもので、二以上の部分を固定し又は接続したものに限る。) |
| 六八五・六一 | 民間航空機用のその他の部分品 |
| 七〇八・一〇 | レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又は枠を取り付けたものを除く。) |
| 七〇八・三〇 | レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又は枠を取り付けたものを除く。) |
| 七一〇・〇九 | 光学機器(写真測量用のもの及び測距儀を除く。) |
| 七一〇・一五 | ジャイロコンパス及びその部分品 |
| 七一〇・〇九 | その他の時計用ムーブメント(二 |
| 六八六・一一 | 電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものに限る。) |
| 六八六・二五 | 電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものを除く。) |
| 六八六・三九 | ソリッドステート式の電子式時計(幅が一・七七インチ未満のそれを有するものに限る。) |
| 六八八・三九 | 電気式のシンクロ及び変換器 |
| 六九四・二一 | 民間用の気球及び飛行船 |
| 六九四・二二 | 民間用滑空機 |
| 六九四・四一 | 民間用飛行機(ヘリコプターを含む。) |
| 六九四・四二 | 民間用飛行機(ヘリコプターを含む。) |
| 七一〇・〇六 | 電気式光学機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)及びその部分品 |
| 七一〇・〇九 | 速度計、回転速度計及びこれらの自動調整用の機器及びサーモスタットを含む。)並びにこれらの部分品 |
| 七一〇・一六 | 液体又は気体の流量、深さ、圧力その他変量の測定用、検査用又は自動調整用の機器及びサーモスタットを含む。)並びにこれらの部分品 |
| 七一〇・三九 | その他の温度計 |
| 七一〇・七一 | 流量計、熱量計(流量計が組み込まれたものに限る。)及び風速計 |
| 七一〇・七三 | 流量計、熱量計(流量計が組み込まれたものに限る。)及び風速計 |
| 七一〇・七四 | その他のコンパス |
| 七一〇・三三 | 液体式温度計(医療用のものを除く。) |
| 七一〇・三一 | 自動操縦装置及びその部分品 |
| 七一〇・四七 | その他の航行用計測機器及びその部分品 |
| 七一〇・一七 | 火災警報器その他の電気式の音響信号機器及び視覚信号機器 |
| 七一〇・一五 | その他のコンパス |

石以上で、一回巻き上げることにより四七時間を超える時間作動するよう設計され又は組み立てられたものに限るものとし、文字盤又は指針の有無を問わない。)

七二七・四九 強化プラスチック製又は積層プラスチック製の家具

七二七・五一 その他のゴム製又はプラスチック製の家具

七二七・五六 家具(紡いでない繊維性植物材料、木材、織物(縫製のものを除く。)ゴム、プラスチック、銅又は革を用いて製造したものと除く。)

七二七・四六 空気ダイヤ(ゴム製又はプラスス及び管(取付具付けた液体用又は氣体用のものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

七七一・六七 ゴム製又はプラスチック製のホー

用パイプ等新たに九品目を追加し、また原動機等既存の十三品目について、対象範囲をこれらの部品をも含むものに拡大するものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

委員会におきましては、この改正が我が国にもたらす利益、航空技術の開発に対する政府の助成、この改正が我が国航空機産業の自主的発展に及ぼす影響等の諸問題につき質疑が行われました。が、詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(阿良根登君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿良根登君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

〔後藤正夫君登壇、拍手〕

○後藤正夫君 ただいま議題となりました民間航空機貿易に関する協定附属書の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

民間航空機貿易協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とするもので、東京ラウンドの一環として作成されたものでありまして、附属書において関税撤廃の対象となる產品の表を掲げております。

今回の改正は、その対象となる產品として油圧

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

内閣委員長 高平 公友

参議院議長 木村 蘆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普

通恩給等の最低保障額の引上げ等を行ふとともに、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る板定俸給の引上げ等所要の改善措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、約三百四十億円が昭和五十九年度一般会計予算に計上されている。

〔後藤正夫君登壇、拍手〕

○副議長(阿良根登君) 日程第二 恩給法等の一

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ

告いたします。

民間航空機貿易協定は、民間航空機及びその部

品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ること

を目的とするもので、東京ラウンドの一環として

作成されたものでありまして、附属書において関

税撤廃の対象となる產品の表を掲げております。

今回の改正は、その対象となる產品として油圧

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて検討すること。

一、旧満洲国軍内の日本人軍官の待遇問題について検討すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、旧満洲国軍内の日本人軍官の待遇問題について検討すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

四、九七九、七〇〇円	四、八八九、六〇〇円	一、〇四三、五〇〇円	一、一八一、八〇〇円
三、九五四、五〇〇円	三、八六一、九〇〇円	一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、六〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、三〇〇、一〇〇円	九三一、八〇〇円	一、〇四三、五〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、一一八、七〇〇円		
二、五五四、二〇〇円	二、四六三、九〇〇円		
二、一六一、七〇〇円	二、九九九、三〇〇円		
一、七一五、四〇〇円	一、五七〇、一〇〇円		
一、四六七、六〇〇円	一、三八五、〇〇〇円		
一、三五一、五〇〇円	一、二一九、一〇〇円		
一、一四、三〇〇円	一、〇一六、七〇〇円		
一、〇四三、五〇〇円	九六九、六〇〇円		
一、〇一六、七〇〇円	九三一、八〇〇円		
九三一、八〇〇円	八二〇、九〇〇円		

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

板定俸給年額	金額	板定俸給年額	金額
五、六一九、二〇〇円	六、〇七三、九〇〇円	二、一六一、七〇〇円	二、六八一、一〇〇円
四、九七九、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円	一、八九八、一〇〇円
三、九五四、五〇〇円	四、五三三、六〇〇円	一、四六七、六〇〇円	一、七一五、四〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、九五四、五〇〇円	一、三五二、五〇〇円	一、七一五、四〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、七一四、八〇〇円		
二、五五四、二〇〇円	二、九六三、六〇〇円		
二、一六一、七〇〇円	二、四六三、九〇〇円		
一、七一五、四〇〇円	一、九六一、九〇〇円		

附則別表第七(附則第十三条関係)

板定俸給年額	金額
一、〇四三、五〇〇円	一、〇四三、五〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
九三一、八〇〇円	九三一、八〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十五万円」を「九十九万円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七九〇、一〇〇円」を「八〇六、八〇〇円」に、「五九〇、一〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」と、「四七〇、七〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」と、「四七

四、一〇〇円」を「四八四、一〇〇円」と、「三九五、一〇〇円」を「四〇三、四〇〇円」と、「五一〇、〇〇〇円」を「五三三、五〇〇円」と、「三九〇、〇〇〇円」を「四〇〇、一〇〇円」と、「三一七、〇〇〇円」を「三一〇、一〇〇円」と、「二一六、〇〇〇円」を「二六六、八〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二月二十九日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条规定の表中「三、〇一三、三〇〇円」を「三、〇九九、六〇〇円」と、「一、五〇四、九〇〇円」を「一、五八一、五〇〇円」と、「一、一〇〇円」を「一、一〇九、六〇〇円」と、「一、一

〔一、六三三〕、「七〇〇円」を「一、六八七、〇〇〇円」とし、「一、三三四」、「六〇〇円」を「一、三六八、四〇〇円」に改め、「一、〇七〇、四〇〇円」を「一、一〇八、五〇〇円」に、「九七四、三〇〇円」を「一、〇〇六、九〇〇円」に、「八〇〇円」に、「八八八、一〇〇円」を「九一八、九〇〇円」に、「七一三、五〇〇円」を「七三六、五〇〇円」に、「五七六、五〇〇円」を「五九六、六〇〇円」に、「五〇五、四〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万一千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のようて改正する。

附則第十五条第二項中「二十五万九千円」を「二十六万六千八百円」に、「十九万四千三百円」を「二十万五百円」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律の規定による改正後、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定及び第四条から第六条までの規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）以下「法律第二百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。若し

くは公務員に準ずる者（同項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十九年三月分以後、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条第一項において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、二七四、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「九九〇、〇〇〇円」とあるのは「九七一、〇〇〇円」とする。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三条 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。次項において同じ。）については、昭和五十九年三月分以後、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和五十九年三月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則別表第二」とする。

昭和五十九年三月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお前項の例による。

のは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第一号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項症の増加恩給については、昭和五十九年三月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

昭和五十九年三月分から同年七月分までの第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、三〇八、〇〇〇円」とあるのは、「一一九三、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

昭和五十九年三月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第一号)附則別表第四」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

昭和五十九年三月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第一号)附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給

2 傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、十四万七千六百円に改定する。

扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項のたし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に關する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「五三三、五〇〇円」とあるのは「五三〇、九〇〇円」と、「四〇〇、一〇〇円」とあるのは「三九八、一〇〇円」と、「三三〇、一〇〇円」とあるのは「三一八、五〇〇円」と、「一六六、八〇〇円」とあるのは「二六五、五〇〇円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和五十九年三月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に關する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同條第二項中「二十六万六千八百円」とあるのは、「二十六万四千四百円」と、「二十万百円」と

あるのは「十九万八千三百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に給する普通恩給又は扶助料について

は、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改

正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定期

給年額(法律第百五十五号附則第十三条第二項

に規定する普通恩給)については、当

該仮定期給年額にそれぞれ対応する改正後の法

律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条规定に規

定期給年額にそれぞれ対応する改正後の法

律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条规定に規

定期給年額にそれぞれ対応する改正後の法

律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項	八三九、七〇〇円	八五七、三〇〇円
ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万円」と、「九十九万円」とあるのは「九十七万五千円」とする。	八七六、四〇〇円	八九四、八〇〇円
(職權改定)	九一二、六〇〇円	九三一、八〇〇円
(恩給年額の改定の場合の端数計算)	九四九、七〇〇円	九六九、六〇〇円
第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。	九七二、六〇〇円	九九三、〇〇〇円
第十五条 改正後の法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改正後の恩給年額とする。	九九五、八〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
(多額所得による恩給停止についての経過措置)	一、〇九一、四〇〇円	一、一二四、三〇〇円
第十六条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、その普通恩給の支給年額は、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。	一、一〇九、二〇〇円	一、一二一、一〇〇円
第十七条 昭和五十九年三月分から同年九月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第十三条规定及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「附則別表第六の二」とあるのは、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第六」とあるのは、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第六」とあるのは、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第七」とする。	一、一五七、五〇〇円	一、一八一、八〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、一九四、〇〇〇円	一、二一九、一〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、二三四、一〇〇円	一、二五九、九〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、二七四、四〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、三九七、九〇〇円	一、三二九、五〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、三三四、九〇〇円	一、三五四、五〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、三五六、八〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、三九七、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、四三七、九〇〇円	一、四六七、六〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、五一七、四〇〇円	一、五四八、六〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、五三八、六〇〇円	一、五七〇、二〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、五九九、八〇〇円	一、六三一、六〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、六八一、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円
昭和五十九年三月分から同年九月分までの扶	一、七七一、〇〇〇円	一、八〇七、〇〇〇円
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	一、八一六、九〇〇円	一、八五三、八〇〇円
附則別表第一(附則第二条関係)	一、八六〇、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円
附則別表第一(附則第二条関係)	一、九三三、〇〇〇円	一、九六一、九〇〇円

八三九、七〇〇円	八五七、三〇〇円
八七六、四〇〇円	八九四、八〇〇円
九一二、六〇〇円	九三一、八〇〇円
九四九、七〇〇円	九六九、六〇〇円
九七二、六〇〇円	九九三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、一二四、三〇〇円
一、一〇九、二〇〇円	一、一二一、一〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、一八一、八〇〇円
一、一九四、〇〇〇円	一、二一九、一〇〇円
一、二三四、一〇〇円	一、二五九、九〇〇円
一、二七四、四〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、三二九、五〇〇円
一、三四四、九〇〇円	一、三五四、五〇〇円
一、三五六、八〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、四六七、六〇〇円
一、五一七、四〇〇円	一、五四八、六〇〇円
一、五三八、六〇〇円	一、五七〇、二〇〇円
一、五九九、八〇〇円	一、六三一、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八〇七、〇〇〇円
一、八一六、九〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、八六〇、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円
一、九三三、〇〇〇円	一、九六一、九〇〇円

官 報 (号 外)

一、九五九、七〇〇円	一、九九九、三〇〇円	四、七九六、一〇〇円	四、八八九、六〇〇円
一、〇六六、四〇〇円	一、一〇八、一〇〇円	四、八八四、五〇〇円	四、九七九、七〇〇円
一、一九、〇〇〇円	一、一六一、七〇〇円	五、〇四〇、九〇〇円	五、一三九、一〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、一一八、一〇〇円	五、二〇八、三〇〇円	五、三〇六、七〇〇円
一、二八〇、六〇〇円	一、三一六、三〇〇円	五、二四〇、九〇〇円	五、三三九、三〇〇円
一、三八七、八〇〇円	一、四三五、六〇〇円	五、二七一、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円
一、四一五、六〇〇円	一、四六三、九〇〇円	五、三〇一、六〇〇円	五、四〇一、〇〇〇円
一、五四四、二〇〇円	一、五五四、二〇〇円	五、三七四、九〇〇円	五、四七三、三〇〇円
一、六二九、八〇〇円	一、六八二、二〇〇円	五、五六六、九〇〇円	五、六一九、二〇〇円
一、七五四、一〇〇円	一、八〇八、八〇〇円	五、七三九、二〇〇円	五、八三七、六〇〇円
一、八三一、一〇〇円	一、八八七、三〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、九〇六、〇〇〇円	一、九六三、六〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、〇五八、二〇〇円	三、一八、七〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一〇七、一〇〇円	三、二七〇、四〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一三六、二〇〇円	三、三〇〇、一〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、三五一、〇〇〇円	三、四一八、一〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、四九七、九〇〇円	三、五六六、八〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、六四三、二〇〇円	三、七一四、八〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、七八七、五〇〇円	三、八六一、九〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、九七五、五〇〇円	三、九五四、五〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一六一、四〇〇円	四、〇五三、四〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、三五一、四〇〇円	四、二四三、九〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、四四六、七〇〇円	四、五三三、六〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、五三六、九〇〇円	四、六二五、五〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、七一六、一〇〇円	四、八〇八、一〇〇円	五、八一三、一一〇〇円	五、九一、六〇〇円

附則別表第二(附則第三条関係)

重 度 障 害 の 程 度	特 別 項 症	額	年
			額を加えた金額
第一項症	第一項症	四、〇三八、〇〇〇円	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた額
第二項症	第二項症	三、三五五、〇〇〇円	
第三項症	第三項症	一、七五四、〇〇〇円	
第四項症	第四項症	一、一七五、〇〇〇円	
第五項症	第五項症	一、七五六、〇〇〇円	
第六項症	第六項症	一、四一五、〇〇〇円	

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇一二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八一三、一一〇〇円を超える場合においては、その年額に九八、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第三(附則第四条関係)

障 害 の 程 度			金額
第 一 款	症 症	四、二九五、〇〇〇円	
第 二 款	症 症	三、五六三、〇〇〇円	
第 三 款	症 症	三、〇五七、〇〇〇円	
第 四 款	症 症	二、五一二、〇〇〇円	
第 五 款	症	一、〇一四、〇〇〇円	

附則別表第四(附則第六条関係)

障 害 の 程 度			年 領
第 一 款	症 症	一、一七七、〇〇〇円	
第 二 款	症	九四四、〇〇〇円	
第 三 款	症	七五八、〇〇〇円	
第 四 款	症	六六八、〇〇〇円	

附則別表第五(附則第七条関係)
重度障害又は障害の程度
年 領

特 別 別	項 項	症 症	額
第 一	項	症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 二	項	症	二、五五七、五〇〇円
第 三	項	症	二、一〇五、六〇〇円
第 四	項	症	一、六六七、〇〇〇円
第 五	項	症	一、三五二、四〇〇円
第 六	項	症	一、〇九二、九〇〇円
第 一	款	症	九九四、八〇〇円
第 二	款	症	九〇六、九〇〇円
第 三	款	症	七二八、五〇〇円
第 四	款	症	五八八、六〇〇円
第 五	款	症	五一六、〇〇〇円

附則別表第七(附則第十二条関係)		
仮 定	俸 給	年 額
	二、一六一、七〇〇円	二、五五四、二〇〇円
	一、七一五、四〇〇円	一、九九九、三〇〇円
	一、四六七、六〇〇円	一、八五三、八〇〇円
	一、三五二、五〇〇円	一、六三一、六〇〇円

審査報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

内閣委員長 高平 公友

参議院議長 木村 謙男殿

附則別表第六(附則第十二条関係)

仮 定 俸 給 年 額			金額
第 一	第 二	第 三	第 四
五、六一九、二〇〇円	五、九七九、七〇〇円	三、九五四、五〇〇円	五、三三九、三〇〇円
四、九七九、七〇〇円	四、八九八、四〇〇円	三、八六一、九〇〇円	四、四三六、五〇〇円
三、九五四、五〇〇円	三、八八七、三〇〇円	三、五六六、八〇〇円	五、九一、六〇〇円
二、八八七、三〇〇円	二、八九八、四〇〇円	二、四三五、六〇〇円	五、三三九、三〇〇円
二、五五四、二〇〇円	二、一六一、七〇〇円	二、四六七、六〇〇円	五、九一、六〇〇円
二、一六一、七〇〇円	二、三五二、五〇〇円	一、四六七、六〇〇円	五、三三九、三〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、一四、三〇〇円	一、二一九、一〇〇円	四、四三六、五〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、〇四三、五〇〇円	一、一四四、六〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	九三一、八〇〇円	一、一四四、六〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、六〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、六〇〇円	五、九一、六〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、六〇〇円	五、九一、六〇〇円

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給される年金の額につき恩給の改善措置を参酌してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度において要する経費は約百六十一億二千五百万円と見込まれている。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たつて、次の事項について一層努力すべきである。

一、昭和五十八年度において退職した公共企業体職員の公共企業体共済組合法に基づく退職年金の額について、今後、共済年金額改定の際に、昭和五十七年度において退職した職員に係る今回の措置と同様の調整措置を講ずること。

一、共済年金への基礎年金制度導入等に当たつては、共済年金制度の沿革、性格をふまえ検討を行うとともに、共済組合員の意向を反映させよう努めること。

右決議する。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月十二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 陸男殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

額、同条第七項に規定する金額又は從前年の金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を適用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十二年以内に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

イ 六十五歳以上者に係る年金 八十万五千百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十万元

一 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに

掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十万五千百円

八 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金 (イ)及びロに掲げる年金を除く。) 四十八万四千百円

二 イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十万三千四百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十三万九百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十九年三月分以後、前各項の規定により算定した額を当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十万円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く。) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第十九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十六第三項」、第二項の規定による年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その算定の基礎となつている十六第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十六第

一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十六第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を、五十三万三千五百円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける者が妻である場合による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

2 第一条の十六第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十六第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十五」を「第二条の十六」に改める。

4 第二条の十五の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

5 第二条第一項の規定の適用を受けた場合においては、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる

第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定と読み替えるものとする。

6 第一条の十六第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十六第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を、五十三万三千五百円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける者が妻である場合による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一条の十六第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十六第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

12 第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十五」を「第二条の十六」に改める。

13 第二条の十五の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

14 第二条第一項の規定の適用を受けた場合においては、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる

額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十五に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円をえた額)

二 殉職年金 百二十五万円

三 公務傷病遺族年金 九十七万千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者は、これらは、これらの規定により算定した額に九万六千円をえた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十四万七千六百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき四万五千六百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万九千六百円))を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 扶養遺族一人につき一万二千円(そのう

定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額を当該年金に係る新法第四十二条第二項又は同号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた施行法第二条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は第十九号に規定する恩給法の俸給年額とみなされた額にそのいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額。

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。）当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次項第二号において同じ。）の算定の基礎となつていて年金額の算定の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、更に、前項の規定により同号第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額。

2 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）のとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係るこれらの年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

3 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それ準用する。

4 第一項の規定は公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それ準用する。

5 第一項の規定は当該年金に係る同項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額とみなされた額をそれぞれ当該年金に係る同項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸

5 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体

共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び

同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日

までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公

企体長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に

係る移行通算遺族年金（統合法附則第二十三

条第四項に規定する移行通算遺族年金をいう。

以下同じ。）については、昭和五十九年四月分

以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移

行通算退職年金とみなして前各項の規定によ

りその額を改定するものとした場合の改定年

金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する

年金については、適用しない。

第十一条中「第一条の十五」を「第一条の十六」に、「第二条の十五」を「第二条の十六」に、「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第十条の六」を「第十条の八」に改める。

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、公共企業体

（新法第二条第一項第七号に規定する公共企業体をいう。以下同じ。）が負担する」に改め、同条第二号中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改め、「次号」の下に「及び第四号」と、「第一百二十六条第二項の規定」の下に「（第四号において「費用負担規定」という。）」を加え、同条第三号中「第十五条の六」を「第十条の七」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第十条の七第五項、第十条の八、第十五条の七第五項及び第十五条の八の規定による年金額の改定により増加する費用のうち、旧公企体共済法の施行の日以後の旧公企体長期組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用について、は、公共企業体が負担し、同日以後の旧公企体長期組合員であった期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、費用負担規定の例による。

第十八条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改める。

別表第一の十九（第一条の十六、第二条の十六関係）

別表第一の十八の仮定俸給

七六、〇五〇円
七九、一四〇
八一、〇五〇
八二、九八〇
八五、一七〇
八八、二七〇

板 定 債 給

七七、六五〇円
八〇、八〇〇
八二、七五〇
八四、七三〇
八六、九六〇
九〇、一二〇

九〇、九五〇
九三、四三〇
九六、四六〇
九九、五〇〇
一〇二、八四〇
一〇六、二〇〇
一一〇、四〇〇
一一三、〇七〇
一一六、四九〇
一一九、八三〇
一二六、四五〇
一二八、二二〇
一三三、三二〇
一四〇、〇九〇
一四七、五八〇
一五一、四一〇
一五五、〇五〇
一五六、二〇〇
一六〇、二五〇
一六三、三一〇
一六六、六一〇
一七二、二〇〇
一七六、五八〇
一八一、二〇〇
一八一、〇五〇
一九〇、〇五〇
一九八、九八〇
二〇一、三〇〇
二〇八、六八〇
二一九、一五〇
二三九、一五〇
二四二、五二〇
二六九、二六〇
二七九、二七〇
二九一、四九〇
三〇三、六〇〇

九二、八六〇
九五、三八〇
九八、四八〇
一〇一、五九〇
一〇四、九九〇
一〇八、四二〇
一一二、七一〇
一一五、四二〇
一一八、九〇〇
一二二、三〇〇
一二九、〇五〇
一三〇、八五〇
一三六、〇五〇
一四二、九五〇
一四四、五八〇
一五四、四八〇
一五八、二〇〇
一六三、四九〇
一六六、六一〇
一七五、六八〇
一八〇、一四〇
一八四、八四〇
一九三、八六〇
二〇二、九七〇
二〇五、三三〇
二一二、八五〇
二二三、五二〇
二三四、〇七〇
二四〇、六一〇
二四六、九七〇
二五九、八九〇
二七七、五三〇
二七九、〇七〇
二九〇、六四〇
二九七、二三〇
三〇九、五七〇

三一五、六三〇 三二三、二〇〇 三三一、二九〇 三四六、八七〇 三六二、六二〇 三七〇、五六〇 三七八、〇八〇 三九三、〇一〇 三九九、六八〇 四〇七、〇四〇 四二〇、〇八〇 四三四、〇三〇 四三六、七四〇 四三九、三一〇 四四一、八八〇 四四七、九一〇 四六〇、〇七〇 四七二、三四〇 四七八、二七〇 四八四、四三〇	三一一、八三〇 三二九、五四〇 三三七、七八〇 三五三、六六〇 三六九、七一〇 三七七、八〇〇 三八五、四六〇 四〇〇、六八〇 四〇七、四七〇 四一四、九八〇 四二八、二六〇 四四二、二三〇 四四四、九四〇 四五七、五一〇 四五〇、〇八〇 四五六、一一〇 四六八、二七〇 四八〇、四四〇 四八六、四七〇 四九二、六三〇	三一一、三〇〇円を超える三〇、八五〇円以下のもの 一一八、九一〇円を超える二二、三〇〇円以下のもの 一二五、四二〇円を超える一八、九一〇円以下のもの 一〇一、五九〇円を超える一五、四二〇円以下のもの 九〇、一二〇円を超える一〇、五九〇円以下のもの 八六、九六〇円を超える九〇、一二〇円以下のもの 八四、七三〇円を超える八六、九六〇円以下のもの 八二、七五〇円を超える八四、七三〇円以下のもの 八〇、八〇〇円を超える八二、七五〇円以下のもの 七七、六五〇円を超える八〇、八〇〇円以下のもの 七七、六五〇円のもの
--	--	--

別表第三の十九(第二条の十六関係)

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が四八四、四三〇円を超える場合は、その額に八、二〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十八の次に次の二表を加える。

備考

別表第一の十九の下欄に掲げる仮定俸給	率
三二二、八三〇円以上のもの	一三・〇割
二九七、二三〇円を超える三二、八三〇円未満のもの	一三・八割
二八四、八四〇円を超える二九七、二三〇円以下のもの	二四・五割
二七五、〇一〇円を超える一八四、八四〇円以下のもの	二四・八割
一九三、八六〇円を超える二七五、〇一〇円以下のもの	二五・〇割
一八四、八四〇円を超える一九三、八六〇円以下のもの	二五・五割
一六六、六一〇円を超える一八四、八四〇円以下のもの	二六・一割
一三六、〇五〇円を超える一六六、六一〇円以下のもの	二七・四割
一三〇、八五〇円を超える一三六、〇五〇円以下のもの	

別表第四の二十六(第二条の十六関係)

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

備考

備考

障害の等級	年	金額								
一	四、〇六八、〇〇〇円	三、三八五、〇〇〇円	二、七八四、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円
二	三、三八五、〇〇〇円	二、七八四、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円
三	二、七八四、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円
四	一、七七六、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円
五	一、四一五、〇〇〇円									
六	一、四一五、〇〇〇円									

別表第四の二十四の次に次の二表を加える。

別表第四の二十五(第二条の十六関係)

一一一、三〇〇円を超える三〇、八五〇円以下のもの	二七・八割
一一八、九一〇円を超える二二、三〇〇円以下のもの	二九・〇割
一二五、四二〇円を超える一八、九一〇円以下のもの	二九・三割
一〇一、五九〇円を超える一五、四二〇円以下のもの	二九・八割
九〇、一二〇円を超える一〇、五九〇円以下のもの	三〇・二割
八六、九六〇円を超える九〇、一二〇円以下のもの	三〇・九割
八四、七三〇円を超える八六、九六〇円以下のもの	三一・九割
八二、七五〇円を超える八四、七三〇円以下のもの	三一・七割
八〇、八〇〇円を超える八二、七五〇円以下のもの	三三・〇割
七七、六五〇円を超える八〇、八〇〇円以下のもの	三三・四割
七七、六五〇円のもの	三四・五割

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十二の次に次の「表」を加える。

別表第十三(第十条の七、第十条の八、第十五条の七、第十五条の八関係)

俸 給 年 額	率	金 額
一、二〇〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇一九	〇円
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五一、六三二円未満のもの	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五一、六三二円以上のもの	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

(国家公務員等共済組合法の一
部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正す
る。

第一百条第三項中「四十四万円」を「四十五万円」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十九万二百円」を「八十
六千八百円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十九万二
百円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二
号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千百円」に改める。

第三十三条第一項中「百三十二万円」を「百三
十七万円」に改め、同条第二項中「百三十二万
円」を「百三十七万円」に、「百三十二万四千円」
を「百三十七万四千円」に改め、同条第三項中
「四万二千円」を「四万五千六百円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十九万二百円」を
「八十六万八百円」に改める。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

昭和五十九年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第五十六条の一部を次のように改定する。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改定する。

第七条第一項第十号中「第二条の十五」を「第二条の十六」に改める。

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。

(施行期日等)

第一 条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。

第二 条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。

第三 条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。

第四 条 昭和五十九年三月分の旧公企体共済法による

退職年金等の額の改定の特例

十九年四月一日から、

共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改
正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十九

年三月一日から適用する。

金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三(旧公企体共済法附則第十七条の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除了した額を加えた額

イ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一項から第三項までの規定により改定された当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされた額にその額が第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定(附則第六条の三の規定を除く。)の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額の額に定める金額(減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額と遺族年金にあつては同号に定める金額と

規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除了した額を加えた額

イ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る金額を控除了した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定めた者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る金額を控除了した金額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金(前号に掲げる年金に該当するものを除く。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして同項に規定する俸給調整適用者に限る。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同じ。)に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除了した額を加えた額

イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を控除了した額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定(附則第六条の三の規定を除く。)の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額の額に定める金額(減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額と遺族年金にあつては同号に定める金額と

の百分の五十に相当する金額とする。以下この条において同じ。)を控除了した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定めた者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る金額を控除了した金額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る年金 当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして同項に規定する俸給調整適用者に限る。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。ロにおいて同じ。)に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除了した額を加えた額

イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を控除了した額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定(附則第六条の三の規定を除く。)の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額の額に定める金額(減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額と遺族年金にあつては同号に定める金額と

の百分の五十に相当する金額とする。以下この条において同じ。)を控除了した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定めた者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る年金 当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして同項に規定する俸給調整適用者に限る。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。ロにおいて同じ。)に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除了した額を加えた額

イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を控除了した額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定(附則第六条の三の規定を除く。)の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額の額に定める金額(減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額と遺族年金にあつては同号に定める金額と

は「統合法附則の規定及び昭和四十一年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項第一号又は第二号の規定」として、同項の規定を適用する。

2 統合法附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法附則第六条の八の規定は、改正後の施行法第十三条の一及び第二十四条の二の規定と同様に改正されたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付の同年三月分の額について適用されるものとする。

3 第一項の規定は、国家公務員等共済組合法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。
(昭和五十七年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例)
第五条 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(統合法第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。)に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金(以下この条において「移行年金」という。)の額(改正後の年金額に係る旧公企体共済法の規定による退職年金に係る旧公企体共済法の規定及び昭和四十一年度以後における年金額改定法第十条の八の規定の適用があつた場合にあっては、同条による改定後の年金額)が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額

共済法附則第十四条の三第一項第一号に定めた者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る年金額を控除了した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定めた者(改正後の年金額改定法第十条の八第二項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る年金額を控除了した金額

2 前項第一号又は第二号の規定の適用がある場合においては、改正後の年金額改定法第十条の八第一項第一号中「統合法附則の規定」とあるの

(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は前条の規定の適用がなかった場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。)に満たないときは、統合法附則の規定にかかるらず、昭和五十九年四月分以後、当該算定した額をもって、当該移行年金の額とする。

(費用の負担)

第六条 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前二条の規定の適用により増加する长期給付に要する費用の負担について準用する。(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔高平公友君登壇、拍手〕

○高平公友君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額でありまして、昭和五十八年度における公務員給与の改善を基礎として、本年三月分以降平均二%程度引き上げるとともに、公務員年俸の最低保障額及び傷病恩給の基本年額等については同年八月分以降さらに増額を行い、公務扶助料については

遺族加算を含め年額百三十七万円を保障することとしております。

第二は、普通恩給等の最低保障額を保障することとしておりまして、長期在職の老齢者に係る普通恩給の最低保障額を本年三月分以降八十万六千八百円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げるほか、長期在職者に係る普通扶助料の最低保障額について五百円とするとともに、その他の普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げることとしております。

第三は、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定期給付の格付を本年十月分以降一号俸引き上げることとしております。

このほか、扶養加給の増額等、所要の改善措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、改定実施時期を本年三月からとした理由、恩給受給者の現況と将来予測、公的年金制度の改革と恩給制度との関連のほ

どに係るものについては本年三月分以降、施行後の期間に係るものについては本年四月分以降平均二%程度引き上げることとしておりますが、五十

質疑を終わりましたところ、内藤委員より、昭和五十八年度の人事院勧告に基づき、本年三月分以降恩給年額を増額する旨の日本共産党提案に係る修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、中西総理府

総務長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、内藤委員提出の修正案

は賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案は、衆議院におきまして施行期

日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、さきに可決されました

国家公務員等の旅費に関する法律改正案と便宜一括して審査し、公的年金制度一元化の手順と共に年金改革との関係、共済年金制度の今後のあり方、官民格差の是正問題、国鉄共済年金に対する財政調整事業の準備状況、年金改定の実施時期に差異を設けた理由等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、昨日の委員会において、小野理事より、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業

体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一ヶ月繰り上げ、本年三月分以降とする旨の日本社会党提案に係る修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、小野理事提出の修正案

は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し自由民主党・自由国民会議録によって御承知願いたいと存じます。

七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合会員に係るものについては本年四月分以降平均二%程度引き上げることとしておりますが、五十

か、台湾人元日本軍人軍属に対する補償等の戦後

処理問題、日赤救護看護婦等の慰労給付金の増額

等について質疑が行われましたが、その詳細は会

議録によって御承知願いたいと存じます。

第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び道族年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

なお、本法律案は、衆議院におきまして施行期

日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、さきに可決されました

国家公務員等の旅費に関する法律改正案と便宜一括して審査し、公的年金制度一元化の手順と共に年金改革との関係、共済年金制度の今後のあり方、官民格差の是正問題、国鉄共済年金に対する財政調整事業の準備状況、年金改定の実施時期に差異を設けた理由等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、昨日の委員会において、小野理事より、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業

体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一ヶ月繰り上げ、本年三月分以降とする旨の日本社会党提案に係る修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、小野理事提出の修正案

は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し自由民主党・自由国民会議録によって御承知願いたいと存じます。

議、日本社会党・公明党・国民會議・民社党・国民連合及び参議院の会提案に係る共済年金制度改革の検討など、二項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（阿見根登君） これより採決をいたします。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿見根登君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿見根登君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○副議長（阿見根登君） 日程第四 割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤栄三郎君。

審査報告書

割賦販売法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

官報（号外）

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日 参議院議長 木村 隆男殿 商工委員長 斎藤栄三郎

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、急速に多様化し、拡大している割賦販売等に係る取引において、消費者とのトラブルが増大していることにかんがみ、新たに、リボルビング方式による指定商品の販売及び個品割賦購入あつせんを法の規制対象とするほか、抗弁権の接続等割賦購入あつせんに係る購入者保護規定の創設、過剰与信の防止、信用情報の適正な使用、クーリングオフの期間を七日に延長すること等購入者保護の一層の充実を図るとともに、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

特に費用を要しない。

○副議長（阿見根登君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

割賦販売法の一部を改正する法律案

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五・第二十九条の六）」を削り、「第三章 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する法律案

第一章の二 前払式特定取引（第三十五条の三の二・第三十五条の三の三）」を「第三章 割賦購入あつせん（第三十条—第三十五条の三）」を「第三章 割賦購入あつせん（第三十条—第三十五条の十五）」に、「第三章の二 指定受託機関（第三十五条の四—第三十五条の十五）」を「第三章の三 指定受託機関（第三十五条の四—第三十五条の十五）」に、「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める。

第一条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「割賦販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 購入者から代金を一月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領すること（購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、二月以上

の預金のうちから代金を受領することを含む。）を条件として指定商品を販売すること。

二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物（以下この項及び次項、次条並びに第二十九条の二において「証票等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下この項及び次項、次条並びに第二十九条の二において「利

二、役務関連取引における消費者トラブルが多発していること（にかんがみ）、役務附帯商品について取引の対象を明確化する等消費者保護に必要な当面の措置を講ずるとともに、役務については、所要の検討を早急に行うこと。

三、割賦販売業者等が、強制執行認諾文言付公正証書作成に関する委任状を購入者から取得する場合には、購入者がその内容を十分理解できるよう説明等を行うよう指導すること。

四、中小企業者等の割賦購入あつせん事業の振興を図り、銀行及び銀行系クレジットカード会社の同事業への進出により、中小割賦購入あつせん業者が影響を受けることのないよう、必要な対策を講ずること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和五十九年四月十九日 参議院議長 福永 健司

（小字及び
は衆議院修正）

割賦販売法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右決議する。

用者」という。)に交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に販売した商品の代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を当該利用者から受領することを条件として、指定商品を販売すること。

この法律において「ローン提携販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 指定商品の代金の全部又は一部に充てるための金銭の借入れで、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して返還することを条件とするものに係る購入者の債務の保証(業として保証を行う者に当該債務の保証を委託することを含む。)をして当該指定商品を販売すること。

二 証票等を利用者が交付し、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して購入した商品の代金に充てるためにする金銭の借入れで、あらかじめ定められた時期ごとに、その借入金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を返済することを条件とするものに係る当該利用者の債務の保証(業として保証を行う者に当該債務の保証を委託することを含む。)をして、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて指定商品を販売すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「先立つて」を「先立つて」に、「取次」を「取次き」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「耐久性を有し、かつ」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「割賦購入あつせん」とは、次に掲げるものをいう。

一 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証票その他(以下この項、第三十条及び第三十四条において「証票等」という。)をこれにより商品を購入しようとする者(以下この項及び第三十条において「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入したときは、当該利用者から当該商品の代金に相当する額を一月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該金額を交付すること。

二 証票等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への指定商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該購入者から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領すること。

三 証票等を利用者が交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から購入した商品の代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を当該利用者から受領し、当該

に改め、同項第三号中「以下同じ」を「次項を除き、以下同じ」に改め、同条第二項中「割賦販売業者は」の下に「第一項、第二項又は前項の」を加え、第一条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するに改め、同条に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 現金販売価格
二 弁済金の支払の方法
三 商品の引渡し時期

四 契約の解除に関する事項
五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

四 契約の解除に関する事項
五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

三 割賦販売業者は、指定商品に係る第二条第一項第二号に規定する割賦販売に係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期
二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

四条の二第一項中「指定商品に係る割賦販売の契約の申込みを受けたときは」を「第三条第一項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約の申込みを受けたときは前条第一項各号の事項

官 報 (号 外)

について、第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約の申込みを受けたときは前条第一項第四号から第七号までの事項及び当該第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約の申込みを受けたときは前条各号(第二号を除く。)の事項について「に改め、「前条各号の事項について」を削り、同項ただし書中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」と、「同条を」、「その契約が第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法による販売に係るものにあつては前条第一項の書面を、その契約が第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法による販売に係るものについては前条第二項」に改め、同条第二項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改める。

三 中込者等が割賦販売業者から、指定商品で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行なうことができない旨を通商産業省令で定めることにより告げられた場合において、申込者が該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは、
第四条の三第五項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改める。

第七条中「割賦販売」を「第一条第一項第一号に規定する割賦販売元」に改め、「指定商号」の下に「(耐久性を有するものとして政令で定めるものに限る。)」を加える。

第九条中「割賦販売」を「第一条第一項第一号に規定する割賦販売元」に改める。

第十条中「割賦販売を行なつて」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売を行つて」に、「割賦販売の」を「同号に規定する割賦販売の」に改める。

第十一條中「先だつて」を「先立つて」に、「割賦

等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 ローン提携販売に係る借入金の返還の期間及び回数

二 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

三 中申込者等が割賦販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めることにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは、

第四条の三第五項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改める。

第五条第一項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改め、「ついて賦払金」の下に「(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「指定商品を割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改める。

第六条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条中「指定商品に係る割賦販売の」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する」と改め、「(第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の割賦販売價格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額とこれに対応する法

2 割賦販売業者は、前項の契約について賦払金の支払が解除された場合(契約が解除される場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の割賦販売價格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額とこれに対応する法

2 ローン提携販売業者は、第一條第二項第一号に規定するローン提携販売業者は、の下に「第一項、第二項又は前項の」を加え、「当該商品に關する前項各号」を「それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七条中「割賦販売」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売」に改め、「指定商品」の下に「耐久性を有するものとして政令で定めるものとする。」を加える。

第十一条中「割賦販売を行なつて」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売を行つて」に、「割賦販売の」を「同号に規定する割賦販売の」に改める。

第十二条中「先立つて」を「先立つて」に、「割賦販売」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売」に改める。

第二十九条の二第一項中「ローン提携販売」を「第二条第二項第一号に規定するローン提携販売業者」の下に「(第一項、第二項又は前項の)」を加え、「(第一項、第二項又は前項の)」を「(第一項、第二項又は前項の)」に改め、「(第一項、第二項又は前項の)」を「(第一項、第二項又は前項の)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 ローン提携販売に係る借入金の返還の期間及び回数

二 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 ローン提携販売業者は、第二条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売するため投票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法

二 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第二十九条の三中「指定商品に係るローン提携販売」を「第二条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 ローン提携販売業者は、第二条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商

通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに係る購入に付する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 購入した商品の現金販売価格
- 二 弁済金の支払の方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 弁済金を支払うべき時期
- 二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該商品の販売に関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 割賦購入あつせん関係販売業者は、第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該商品の販売に関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

4 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の支払分及びその支払の時期及び方法

- 一 購入者の支払総額
- 二 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の支払分の額及びその支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期

四 契約の解除に関する事項

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第三十条の三 割賦購入あつせん業者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額(第三十条第二項第二号に規定する支払額又は前条第一項第一号に規定する支払額)をいう。次項及び次条第四項において同じく。)に相当する額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の支払を購入者に対して請求することができない。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする購入者は、その対抗を受けた割賦購入あつせん業者からその提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4 前三项の規定は、第一項の支払分の支払であるもの

二 その購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの

三 契約の解除に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

5 割賦購入あつせん関係販売業者は、購入者が第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに係る支払総額に相当する額から既に支払わ

るにより、当該割賦購入あつせんに係る購入に付する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額

二 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の支払分の額と計算した金額を超える

ができない。

(割賦購入あつせん業者に対する抗弁)

第三十条の四 購入者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る第三十条の二第一項第一号又は第五項第二号の支払分とあるのは「第三十条の二第二項第一号の現金販売価格」と読み替えるものとする。

一 遅延損害金があるときは、それを優先して支払うべき額とあるのは「第三十条の二第二項第一号の現金販売価格」と読み替えるものとする。

二 前号の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充當する。

三 第一号の手数料については、その支払すべき時期が早いものから順次に充當する。

四 遅延損害金及び割賦購入あつせんの手数料以外の債務については、その割賦購入あつせんの手数料の料率が高いものから順次に充當し、その充当の順位が等しいものについては、その債務が発生した時期が早いものについて順次に充當する。

2 前項に定めるもののほか、第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払に関し前条の規定を準用するために弁済金の充当について必要な事項は、政令で定める。(準用規定)

第三十条の六 第四条の二の規定は割賦購入あつせん関係販売業者に、第四条の三の規定は割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売(以下この条において「割賦購入あつせん関係販売元」という。)に、第五条の規定は割賦購入あつせん業者に、第八条(同条第六号を除く。)の規定は

第三十七条第一項中「前払式特定取引及び割賦購入あつせん」を「割賦購入あつせん及び前払式特定取引」に改め、同条第二項中「第二条第三項若しくは第四項」を「第二条第四項若しくは第五項」に改め、「第二十九条の四」の下に「及び第三十条の六」を加え、「第十一条第一号」を「第七条、第十一号第一号」に、「第二十九条の六」を「第三十五条の三の三」に、「第二十九条の五第一号若しくは第三十三条の二第一項第二号」を「第三十条の四第四項第一号、第三十条の五第二項、第三十三条の二第一項第二号若しくは第三十五条の三の二第一号」に改める。

る。」の「第三十五条の三の二」と、第二十七条第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替えるものとす

項目中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第十九条第三項及び第四項中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第二十条第一項ただし書及び第二十条の二第一項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」である。

者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、同項第五号中「前払式割賦販売契約款」とあるのは「前払式特定取引契約款」と、同項第八号ハ中「第十一條」とあるのは「第三十一条の三の二」と、同条第三項中「指定商品の製造業者が第十一條」とあるのは「製造業者が第三十五条の三の二」と、同条第四項中「第十一條」とあるのは「第三十五条の三の一」と、第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の五第一

第五章中第四十三条の前に次の三条を加える。

を受けた者」に改める。

「せん又は前払式特定取引」に改め、同条第二号

第四十二條の二 何人も、業として、証票等(第

二条第一項第一号に規定する証票等又は同条第三項第一号に規定する正票等と、う。以下二〇

三項第一号に規定する議員等をいふ。以上の条及び第五十条第一号において同じ。)を譲り受

け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けてはならない。

(支払能力を超える購入の防止)

業者及び割賦購入あつせん業者(以下「割賦販売

業者等」という」は、共同して設立した信用情報機関(購入者の支払能力に関する情報(以下

「信用情報」という。)の収集並びに割賦販売業者等に対する信用情報の提供を業とする者をい

う。以下同じ。)を利用すること等により得た正確な費用情報に基づき、逐一二三の購入者に支

確な信用情勢に基いて、それにより購入者が支払うこととなる賦払金等が当該購入者の支払能

力を超えると認められる割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あつせんを行わないよう努め

（吉田清服（高正）の使用字）

第四十二条の四 割賦販売業者等及び信用情報機 〔信用情勢の適正化実行等〕

関は、信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

2 信用情報機関は、正確な信用情報を割賦販売業者等に提供するよう努めなければならぬ。

第四十三条第一項中「割賦販売業者」を「第二条

第一項第一号に規定する割賦販売を業とする者】に改め、同条第二項中「第二十九条の五の許可を

受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可

割賦販売法の一部を改正する法律案

審査報告書

地力増進法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

農林水産委員長 谷川 寛三
参議院議長 木村 瞳男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における土壤管理の実態その他の農業事情の変化にかんがみ、地力の増進を図るため、地力の増進に関する基本指針の策定、地力増進地域の指定等により地力増進対策を推進する体制を整備するとともに、土壤改良資材について、その種類の多様化、生産量の増加等に対応して統一的な品質表示制度を創設しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、農業生産力の向上と農業経営の安定を確保する上において、土壤の性質を改善し、地力の維持増進を図ることが極めて重要であることにかんがみ、近年の地力低下問題に積極的に対処し、農業生産の増強に資することとなるよう、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、農業生産の基礎である地力増進を確保するため、農業者等に対する啓もう普及、土づくりの

推進体制等の必要な条件整備が図られるよう総合的な諸施策を実施すること。

昭和五十九年四月二十七日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 瞳男殿

農林水産大臣 福永 健司

都道府県知事

地力増進法

よつて国会法第八十二条により送付する。

事項

四、その他地力の増進に関する重要な事項

3 農林水産大臣は、地力増進基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地力増進地域の指定等)

都道府県知事は、次に掲げる基準に適合すると認められる地域を地力増進地域として指定することができる。

第四条 都道府県知事は、次に掲げる基準に適合すると認められる地域を地力増進地域として指定することができる。

第一条 この法律は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壤改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

また、地力増進対策の実施に当たつては、農業者等に対する助言、指導を基本とし、画一的な勧告がなされることのないよう慎重に対処すること。

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「地力」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力をいう。

(地力増進基本指針)

第三条 農林水産大臣は、地力の増進を図るために農業者及びその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する基本的な指針(以下「地力増進基本指針」という。)を定めなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、地力増進地域の指定の解除について準用する。

(対策調査)

第五条 都道府県は、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域について、地力の増進を図る上に必要な事項を明らかにするための調査(以下「対策調査」という。)を行うものとする。

2 地力増進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 土壤の性質の基本的な改善目標

二 土壤の性質を改善するための資材の施用に関する基本的な事項

三 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他の地力の増進に必要な首農に関する基本的な

第六条 都道府県知事は、対策調査の結果に基づく

昭和五十九年五月十一日 参議院会議録第十五号

地力増進法案

き、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針(以下「地力増進対策指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。

一 土壤の性質
二 土壤の性質の改善目標
三 土壤の性質を改善するための資材の施用に関する事項
四 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項
五 その他の地力の増進を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、地力増進対策指針の変更について準用する。

(助言、指導等)
第七条 都道府県は、地力増進対策指針に即し、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 都道府県知事は、地力増進地域の農業者が地力増進対策指針に即した営農を行わないと認められるときは、当該農業者に対し、当該地力増進対策指針に即した営農を行うよう勧告することが

できる。

(改善状況調査)

第八条 都道府県は、地力増進対策指針に即した地力の増進を図るため必要があると認められる場合又は農業者等から請求を受けた場合(農林水産省令で定める基準に適合すると認められる場合に限る。)において、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域の農地の土壤の性質の改善状況についての調査(以下「改善状況調査」という。)を行うものとする。

(立入調査)

第九条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、農地に立ち入り、土壤又は農作物につき調査させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該農地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により農地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第十一条 国は、都道府県に対し、対策調査、地力の増進に関する施策の実施に必要な指導、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(土壤改良資材の表示の基準)

第十二条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壤の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物(肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第一項に規定する肥料)については、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的変化をも

たらすことと併せて土壤に化学的変化以外の変化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壤改良資材」という。)のうち、その消費者が購入に際し品質を識別するこ

とが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定まる種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

(表示に関する命令)

第十三条 農林水産大臣は、第十二条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るために必要なと認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に對し、当該土壤改良資材に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第十四条 農林水産大臣は、第十二条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壤改良資材について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては土壤改良資材の消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に對し、当該土壤改良資材に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に關し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に關し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならない。

(命令の変更又は取消し)

第十五条 農林水産大臣は、前一条の規定による

命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(報告及び立入検査)

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徵し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壤改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第十七条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項を定め、又は第十三条若しくは第十四条第一項の規定による命令をし、若しくは第十五条の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、当該表示の基準となるべき事項又は当該命令に係る土壤改良資材の製造の事業を所管する大臣（農林水産大臣を除く。）に協議しなければならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができ

度について定めるとともに、土壤改良資材についての品質表示制度を創設しようとするものであります。

第十九条 第十三条又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

(附則)

1 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第十一條から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 耕土培養法（昭和二十七年法律第三百三十五号）は、廢止する。

(経過措置)

○谷川寛三君　【谷川寛三君登壇　拍手】

大蔵　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

○副議長（阿見根登君）　日程第六　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長長谷川信君。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十日

文教委員長　長谷川　信
参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国・公立学校の教職員に係る年金額の改定等に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を改定する

とともに、標準給与の月額の上限及び下限の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十九年度一般会計予算に四千七百四十八万三千円が計上されている。

政府は、次の事項について検討し、速やかにそ

一、長期給付に要する費用に対する国補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

なお、昭和五十七年度から同五十九年度までの間減額されることとなつた国庫補助額については、特例適用期間終了後適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二、日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その充実について必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十一条により送付する。
昭和五十九年四月二十七日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 腕男殿

参議院議長 木村 腕男殿

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正

律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のよう改定する。

第一条の十四の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三分の二)」とあるのは「三百分の一」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

第二条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第三条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

三年に達するまでの年数については、六百二分の二に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその

規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額を平均標準給与の年額と、同

規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一項の十五第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同項の規定にかかるらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数に

ついては、三百分の二)に相当する額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第三条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第四条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第五条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第六条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

た期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」であつた期間を有する者に係る年金)といふ。については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額と、同者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「三百分の一」と、同項第一号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、三百分の二とあるのは「六百分の二」とする。

第七条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その

規定により平均標準給与の月額とみなされ

た額の六百分の一(控除後の年数のうち十

額が五百二十八万円を超えるときは、五百一十八万円を限度とする。」を法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第百四十号又は法律第百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 前条の規定の適用を受ける年金又は昭和五十九年四月分以後、その額を、同条第一項若しくは第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又はその組合員に係る平均標準給与の年額にそれらの額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円を限度とする。）を平均標準給与の年額と、第一項又は前項の規定による年金の額の改定の基礎となつた法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額を法律第一百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第百四十号又は法律第百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における恩給財團の年金の額の改定)
第三条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十七の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が八十万六千八百円に満たないものについては、その改定額を八十万六千八百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が八十万六千八百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を八十万六千八百円に改定する。

第四条の十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)
第四条の十三 第一条の十五の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万
六千八百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十万
五千百円

金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 八十万六千八百円
ロ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 六十万五千五百円
ハ 六十五歳以上の者で障害年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 四十八万四千五百円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十八万三千四百円

三 遺族年金 五十三万九百円

2 第一条の十五の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受けれる者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

3 第一条の十五の規定の適用を受ける遺族年金については、同条の規定による改定後の年金額が、五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を五十三万三千五百円に改定する。

第六条の十の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)
第六条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年四月分以後、その

額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額 (前条第一項第二号又は第三項第一号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るもの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十九年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の十一第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第六条の十一第一項」と、「昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十一年改正前の国家

公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第九の上欄に掲げる

金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その

別表第二の十七(第三条の十五関係)

改定前の年金額	改定年金額
一六〇、〇〇〇円から 一一五、〇〇〇円まで	六〇五、一〇〇円
一二九、六〇〇円	六六一、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七八六、八〇〇円
	八六四、三〇〇円

別表第八の次に次の二表を加える。

額が四十四万円を超えるときは、四十四万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第六条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

5 昭和五十八年三月三十日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前述各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第八条中「第三条の十四」を「第三条の十五」に改める。

別表第二の十六の次に次の二表を加える。

金額の区分	率	金額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇一	一、四〇〇円
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三一	一・〇一九	一・〇〇〇
五、〇五一、六三一円以上	九八、四〇〇円	

(私立学校教職員共済組合法の一一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一級	七七、〇〇〇円	七五、五〇〇円未満
第二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満

に、「第四級」を「第三級」に、

第一級	七五、〇〇〇円	七五、五〇〇円未満
第二級	七六、〇〇〇円	七五、五〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第三級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第六級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第七級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第八級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第九級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十一級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十三級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十四級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十五級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十六級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十七級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十八級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第十九級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十一級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十三級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十四級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十五級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十六級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十七級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十八級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十九級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十一級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十三級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十四級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十五級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十六級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十七級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十八級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第三十九級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第四十級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第四十一級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第四十二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満

第四十三級 四四〇、〇〇〇円 四三五、〇〇〇円以上

を

第四十三級

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十九年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた月額の基礎となつた月額)が七万八千五百円

2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改定する。
附則第八項第一号中「五百二十八万円」を「五・六四九」を「五・七六」に、「二万一千六百円」を「二万三千円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)。以下「改正後の法律第百四十号」。

440、000円 四三五、000円以上 四四五、000円未満
四五〇、000円 四四五、000円以上
四四五、000円未満

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改
正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次
のように改定する。

附則第八項第一号中「五百二十八万円」を「五・六四
九」を「五・七六」に、「二万一千六百円」を「二
万三千円」に改める。

附 則

(施行期日等)

百四十万円に改め、同項第一号中「五・六四九」を「五・七六」に、「二万一千六百円」を「二万三千円」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す
る法律の一
部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改
正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次
のように改定する。

附則第八項第一号中「五百二十八万円」を「五・六四
九」を「五・七六」に、「二万一千六百円」を「二
万三千円」に改める。

以上であるものを除く。又は四十四万円である
標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給
与月額が四十四万五千円未満であるものを除
く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給
与月額を改定後の法第二十二条第一項の規定に
よる標準給与の基礎となる給与月額とみなし
て、改定する。

前項の規定により改定された標準給与のうち
施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和
五十九年九月までの各月の標準給与とする。

附則第三項の規定により標準給与の月額が改
定された場合には、当該改定に係る月分の掛金
は、改定後の標準給与の月額を標準として算定
する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

6 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律等
の一部を改定する法律(昭和四十八年法律第百
四〇号)という。)第二十二条第一項の規定及び
改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改
正後の法」という。)第二十二条第一項の規定及び
改正後の法律第百四十号附則第八項第一号の規
定は同年四月一日から適用する。

7 附則第二項から前項までに定めるもののは
以上、御報告申し上げます。(拍手)

か、この法律の施行に伴う長期給付に関する措
置等に關して必要な事項は、政令で定める。

○副議長(阿良根登君) これより採決をいたしま
す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿良根登君) 過半数と認めます。
〔賛成者起立〕
よつて、本案は可決されました。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金
の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が
支給する年金の額を昭和五十九年四月分から改定
するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給
与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改
正を行おうとするものであります。

午前十一時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議員	中野 鉄造君	木村 晴男君
副議長	大川 清幸君	阿良根 登君
	馬場 富君	
	小西 博行君	
	中村 錠一君	
	宮澤 弘君	
	山田 勇君	
	黒柳 忠雄君	
	飯田 明君	
	田代富士男君	
	柳澤 錬造君	
	原田 立君	
	井上 計君	
	塩出 啓典君	
	矢原 秀男君	
	太田 淳夫君	
	桑名 義治君	
	拔山 映子君	
	柳谷 道一君	
	森下 泰君	
	和田 敦美君	
	柄谷 道一君	
	森下 泰君	
	鈴木 一弘君	
	高柔 栄松君	
	藤井 恒男君	
	二宮 文造君	
	多田 省吾君	

昭和五十九年五月十一日

參議院會議錄第十五號

議長の報告事項

伏見	白木義一郎君	閥	中山	千夏君	三治	木本平八郎君	重信君	高木健太郎君
嘉彦君								
喜屋武真榮君			前島英三郎君					
藤井裕君			喜屋武真榮君					
美濃部亮吉君			美濃部亮吉君					
石井一二君			石井一二君					
岡野裕君			岡野裕君					
藤井孝男君			藤井孝男君					
松浦功君			松浦功君					
福田宏一君			福田宏一君					
成相善十君			成相善十君					
佐々木清君			佐々木清君					
長谷川信君			長谷川信君					
秦野俊夫君			秦野俊夫君					
堀内重信君			堀内重信君					
斎藤栄三郎君			斎藤栄三郎君					
中村太郎君			中村太郎君					
徳永正利君			徳永正利君					
加藤武徳君			加藤武徳君					
植木光教君			植木光教君					
鳴崎均君			鳴崎均君					
井上裕君			井上裕君					
関口惠造君			関口惠造君					
吉村眞事君			吉村眞事君					
吉川博君			吉川博君					
柳川覺治君			柳川覺治君					
曾根田郁夫君			曾根田郁夫君					
佐藤栄佐久君			佐藤栄佐久君					
大木浩君			大木浩君					
倉田榮君			倉田榮君					
杉元寛之君			杉元寛之君					
良孝君			良孝君					

村上	正邦君	川原新次郎君	大河原太一郎君	板垣	正君	下条進一郎君
寺田	熊雄君	桧垣徳太郎君	遠藤	政夫君	友義君	高平
志村	愛子君	増岡	龜長	公友君	友治君	大島
平井	卓志君	最上	降矢	石本	久興君	亀井
谷川	寛三君	康治君	林	山内	岡田	岡田
穗山	篤君	敬義君	連君	一郎君	連君	連君
前田	勲勇君	出口	茂君	茂君	茂君	茂君
藤野	官平君	松岡満寿男君	世耕	政隆君	大城	宮島
松尾	廣光君	宮島	隆明君	眞順君	安田	安田
大城	滉君	大城	眞順君	茂君	大城	大城
岡田	進君	岡田	茂君	茂君	岡田	岡田

内藤	梶原	清君	健君
岩本	山本	政光君	
岩崎	富雄君		
斎藤	純三郎君		
北	修二君		
古賀雷四郎君			
大鷹	淑子君		
安孫子藤吉君			
藤田	正明君		
土屋	義彦君		
鈴木	省吾君		
増田	盛君		
仲川	幸男君		
野末	陳平君		
水谷	力君		
竹山	裕君		
井上	孝君		
大坪健一郎君			
林	健太郎君		
林	寛子君		
坂元	賢二君		
浜本	正夫君		
真鍋	二郎君		
河本嘉久藏君			
原文兵衛君			
野田	万三君		
哲君			

國務大臣	岩崎	山崎	又三君	道行君
外務大臣	小山	稻村	一平君	竜男君
文部大臣	吉川	春子君	久八重子君	穂夫君
大蔵大臣	上野	雄文君	佐藤	昭夫君
大臣	佐藤	和美君	佐藤	鈴木
内閣總理大臣	安武	三吾君	安武	洋子君
外務大臣	丸谷	高杉	丸谷	廸忠君
文部大臣	山中	安恒	山中	金保君
大蔵大臣	志苦	良一君	郁子君	甚市君
大臣	片山	裕君	裕君	赤桐
内閣總理大臣	赤桐	神谷信之助君	操君	操君
外務大臣	安永	英雄君	安永	英雄君
文部大臣	竹田	四郎君	竹田	四郎君
大蔵大臣	市川	正一君	市川	正一君
大臣	矢田部		矢田部	
内閣總理大臣	小柳		小柳	
外務大臣	小野		小野	
文部大臣	大藏大臣	勇君	明君	理君
大臣	上田耕一郎君			

中曾根康弘君	小林	中西	一郎君
安倍晋太郎君	国司君	对馬	
竹下 登君	梶原	孝且君	
喜朗君	菅野	久光君	
	久保田真苗君	敬義君	
	本岡 昭次君	忠孝君	
	近藤 謙讓君	達郎君	
	山田 功君	牧君	
	内藤 亘君	大木 正吾君	
	松前 久保	橋本 紹谷	
	村沢 桥本	柏谷 照美君	
	松前 立木	福間 洋君	
	近藤 福間	知之君	
	山田 松本	英一君	
	内藤 小笠原貞子君	八百板 正君	
	松前 中村 哲君	秋山 長造君	
	山田 潤谷 英行君	宮本 宮本	
	内藤 忠義君	正吾君	
	松前 達郎君	久保田真苗君	
	内藤 亘君	忠孝君	
	内藤 久保田真苗君	昭次君	

第三号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
都市緑化促進法案(藤原房雄君外二名発議)
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
北西太平洋における千九百八十四年の日本国のかけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件
米軍兵器の北海道備蓄計画に関する質問主意書
(秦豊君提出)
対潜哨戒飛行艇P-S-1の飛行再開と事故原因調査に関する質問主意書(秦豊君提出)
自衛隊の統合演習と日米統合演習に関する質問主意書(秦豊君提出)
米戦略爆撃機B-52と自衛隊機との戦術技量向上のための訓練に関する質問主意書(秦豊君提出)
わが国の自衛隊の現状と欠陥に関する質問主意書(秦豊君提出)
中曾根總理の「防衛政策論」に関する質問主意書(秦豊君提出)
ロング前米太平洋軍司令官の米議会での証言とわが国の防衛政策に関する質問主意書(秦豊君提出)
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
北西太平洋における千九百八十四年の日本国のかけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件
昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員		議院運営委員	
辞任	源田 実君	辞任	水谷 力君
野田 哲君	海江田鶴造君	斎藤 十朗君	補欠
久保田真苗君	岡部 三郎君	君外二名発議	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
地政行政委員	出口 廣光君	法務委員	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(寺田熊雄)
辞任	山田 譲君	辞任	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
海江田鶴造君	源田 実君	水谷 力君	日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)
上野 雄文君	上野 雄文君	斎藤 十朗君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
久保田真苗君	野田 哲君	君外二名発議	昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
社会労働委員	水谷 力君	決算委員会に付託	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。
文教委員	中西 一郎君	大蔵委員会に付託	株券等の保管及び振替に関する法律案
辞任	水谷 力君	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関する承認を求めるの件(閣法第二〇号)	同日衆議院から次の報告書が提出された。
辞任	村上 正邦君	電波法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第一二号)審査報告書
辞任	井上 裕君	通信委員会に付託	恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書
辞任	村上 正邦君	各省各厅所管使用調書(その2)	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五三号)審査報告書
辞任	井上 裕君	昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	地力増進法案(閣法第四四号)審査報告書
辞任	岡部 三郎君	昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書
辞任	上野 雄文君	昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
辞任	山田 譲君	昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書	株券等の保管及び振替に関する法律
辞任	内藤 健君		
辞任	佐藤栄佐久君		
辞任	内藤 健君		
辞任	佐藤栄佐久君		
辞任	佐藤栄佐久君		

昭和五十九年五月一日 參議院会議録第十五号

四七〇

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 5311(大5) 105
二定価 一円
二定価 一円